

番号	新	旧
1	【各都市の月別平均気温及び降水量（<u>2016</u>年～<u>2025</u>年）】（気象庁ホームページ<u>をもとに作成</u>） 神戸（年平均気温17.7℃、年降水量1409.5mm） 姫路（年平均気温16.2℃、年降水量1315mm） 豊岡（年平均気温15.4℃、年降水量2034.1mm） 洲本（年平均気温16.6℃、年降水量1577.5mm）	【各都市の月別平均気温及び降水量（<u>2008</u>年～<u>2017</u>年）】（気象庁ホームページ<u>より</u>） 神戸（年平均気温17.0℃、年降水量1339mm） 姫路（年平均気温15.6℃、年降水量1394.2mm） 豊岡（年平均気温14.7℃、年降水量2136.8mm） 洲本（年平均気温15.6℃、年降水量1729.7mm）
2	【各地域における年齢別人口】（<u>令和2</u>年10月1日現在） （単位：人）	【各地域における年齢別人口】（<u>平成27</u>年10月1日現在） （単位：人）

3

新

【各地域における昼夜間人口と昼夜率】（令和2年10月1日現在）

神戸市

阪神南地域

阪神北地域

東播磨地域

北播磨地域

中播磨地域

西播磨地域

但馬地域

丹波地域

淡路地域

昼間人口

夜間人口

昼夜間人口比率

（単位：人）

（単位：％）

旧

【各地域における昼夜間人口と昼夜率】（平成27年10月1日現在）

神戸市

阪神南地域

阪神北地域

東播磨地域

北播磨地域

中播磨地域

西播磨地域

但馬地域

丹波地域

淡路地域

昼間人口

夜間人口

昼夜間人口比率

（単位：人）

（単位：％）

4

新

【兵庫県内道路種別現況】（令和7年4月1日現在、延長：km）

道路種別	実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率
高速自動車国道	331.9	331.9	100 %	331.9	100 %
本州四国連絡道路	78.6	78.6	100 %	78.6	100 %
都市高速道路	103.9	103.9	100 %	103.9	100 %
一般国道	1,438.0	1,405.2	97.7%	1,438.0	100 %
主要地方道	1,789.0	1,654.4	92.5%	1,765.5	98.7%
一般県道	2,514.9	1,816.7	72.2%	2,307.4	91.7%
市町道	30,842.9	18,996.7	61.6%	26,363.4	85.5%
合計	37,099.2	24,387.4	65.7%	32,388.7	87.3%

旧

【兵庫県内道路種別現況】（平成28年4月1日現在、延長：km）※高速自動車国道・本四道路・阪神高速は平成30年4月1日現在

法区分	管理者等	実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率	
高速自動車国道	西日本高速道路㈱・国土交通省※	名神	11.2	11.2	100 %	11.2	100 %
		中国道	117.9	117.9	100 %	117.9	100 %
		山陽道	103.5	103.5	100 %	103.5	100 %
		舞鶴若狹道	44.6	44.6	100 %	44.6	100 %
		播磨道	12.8	12.8	100 %	12.8	100 %
		鳥取道	9.4	9.4	100 %	9.4	100 %
		新名神	21.0	21.0	100 %	21.0	100 %
		計	320.4	320.4	100 %	320.4	100 %
一般国道	指定区間	国土交通省直轄	474.4	474.4	100 %	474.4	100 %
		第二神明※	24.3	24.3	100 %	24.3	100 %
		第二神明北線※	5.6	5.6	100 %	5.6	100 %
		本四道路※ (神戸淡路鳴門自動車道)	78.6	78.6	100 %	78.6	100 %
		小計	582.9	582.9	100 %	582.9	100 %
	指区間外	県	878.1	840.1	95.7%	873.0	99.4%
		神戸市	37.5	34.9	93.1%	37.5	100 %
	計	1498.5	1,457.9	97.3%	1,493.4	99.7%	

番号	新	旧																																																																																																																																								
		<table><tr><th>法区分</th><th colspan="2">管 理 者 等</th><th>実延長</th><th>改良済</th><th>改良率</th><th>舗装延長</th><th>舗装率</th></tr><tr><td rowspan="10">県 道</td><td rowspan="2">主 要</td><td>県</td><td>1,577.9</td><td>1,457.0</td><td>92.3%</td><td>1,560.2</td><td>98.9%</td></tr><tr><td>神 戸 市</td><td>264.4</td><td>233.8</td><td>88.4%</td><td>258.5</td><td>97.8%</td></tr><tr><td rowspan="2">一 般</td><td>県</td><td>2,402.5</td><td>1,709.6</td><td>71.2%</td><td>2,196.7</td><td>91.4%</td></tr><tr><td>神 戸 市</td><td>93.7</td><td>74.7</td><td>79.7%</td><td>85.4</td><td>91.1%</td></tr><tr><td colspan="2">阪高神戸西宮線※</td><td>25.3</td><td>25.3</td><td>100 %</td><td>25.3</td><td>100 %</td></tr><tr><td colspan="2">阪高大阪西宮線※</td><td>7.3</td><td>7.3</td><td>100 %</td><td>7.3</td><td>100 %</td></tr><tr><td colspan="2">阪高北神戸線※</td><td>32.3</td><td>32.3</td><td>100 %</td><td>32.3</td><td>100 %</td></tr><tr><td colspan="2">阪高湾岸線※</td><td>14.3</td><td>14.3</td><td>100 %</td><td>14.3</td><td>100 %</td></tr><tr><td colspan="2">阪高大阪池田線※</td><td>2.6</td><td>2.6</td><td>100 %</td><td>2.6</td><td>100 %</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>4,420.3</td><td>3,556.9</td><td>80.5%</td><td>4,182.6</td><td>94.6%</td></tr><tr><td rowspan="8">市 町 村 道</td><td rowspan="6">神戸市 市 道</td><td>主 要 市 道</td><td>42.2</td><td>42.2</td><td>100 %</td><td>42.2</td><td>100 %</td></tr><tr><td>他の神戸市道</td><td>5,538.3</td><td>3,248.7</td><td>58.7%</td><td>4,020.4</td><td>72.6%</td></tr><tr><td>阪高北神戸線</td><td>3.3</td><td>3.3</td><td>100 %</td><td>3.3</td><td>100 %</td></tr><tr><td>阪高湾岸線</td><td>1.2</td><td>1.2</td><td>100 %</td><td>1.2</td><td>100 %</td></tr><tr><td>阪高神戸山手線</td><td>9.1</td><td>9.1</td><td>100 %</td><td>9.1</td><td>100 %</td></tr><tr><td>阪高新神戸トンネル</td><td>8.5</td><td>8.5</td><td>100 %</td><td>8.5</td><td>100 %</td></tr><tr><td colspan="2">神戸市以外の40市町道</td><td>24,932.5</td><td>15,063.5</td><td>60.4%</td><td>21,655.6</td><td>86.9%</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>30,535.1</td><td>18,376.5</td><td>60.2%</td><td>25,740.3</td><td>84.3%</td></tr><tr><td>総</td><td>計</td><td>34,955.4</td><td>21,933.4</td><td>62.7%</td><td>29,922.9</td><td>85.6%</td></tr></table>	法区分	管 理 者 等		実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率	県 道	主 要	県	1,577.9	1,457.0	92.3%	1,560.2	98.9%	神 戸 市	264.4	233.8	88.4%	258.5	97.8%	一 般	県	2,402.5	1,709.6	71.2%	2,196.7	91.4%	神 戸 市	93.7	74.7	79.7%	85.4	91.1%	阪高神戸西宮線※		25.3	25.3	100 %	25.3	100 %	阪高大阪西宮線※		7.3	7.3	100 %	7.3	100 %	阪高北神戸線※		32.3	32.3	100 %	32.3	100 %	阪高湾岸線※		14.3	14.3	100 %	14.3	100 %	阪高大阪池田線※		2.6	2.6	100 %	2.6	100 %	計		4,420.3	3,556.9	80.5%	4,182.6	94.6%	市 町 村 道	神戸市 市 道	主 要 市 道	42.2	42.2	100 %	42.2	100 %	他の神戸市道	5,538.3	3,248.7	58.7%	4,020.4	72.6%	阪高北神戸線	3.3	3.3	100 %	3.3	100 %	阪高湾岸線	1.2	1.2	100 %	1.2	100 %	阪高神戸山手線	9.1	9.1	100 %	9.1	100 %	阪高新神戸トンネル	8.5	8.5	100 %	8.5	100 %	神戸市以外の40市町道		24,932.5	15,063.5	60.4%	21,655.6	86.9%	計		30,535.1	18,376.5	60.2%	25,740.3	84.3%	総	計	34,955.4	21,933.4	62.7%	29,922.9	85.6%
法区分	管 理 者 等		実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率																																																																																																																																			
県 道	主 要	県	1,577.9	1,457.0	92.3%	1,560.2	98.9%																																																																																																																																			
		神 戸 市	264.4	233.8	88.4%	258.5	97.8%																																																																																																																																			
	一 般	県	2,402.5	1,709.6	71.2%	2,196.7	91.4%																																																																																																																																			
		神 戸 市	93.7	74.7	79.7%	85.4	91.1%																																																																																																																																			
	阪高神戸西宮線※		25.3	25.3	100 %	25.3	100 %																																																																																																																																			
	阪高大阪西宮線※		7.3	7.3	100 %	7.3	100 %																																																																																																																																			
	阪高北神戸線※		32.3	32.3	100 %	32.3	100 %																																																																																																																																			
	阪高湾岸線※		14.3	14.3	100 %	14.3	100 %																																																																																																																																			
	阪高大阪池田線※		2.6	2.6	100 %	2.6	100 %																																																																																																																																			
	計		4,420.3	3,556.9	80.5%	4,182.6	94.6%																																																																																																																																			
市 町 村 道	神戸市 市 道	主 要 市 道	42.2	42.2	100 %	42.2	100 %																																																																																																																																			
		他の神戸市道	5,538.3	3,248.7	58.7%	4,020.4	72.6%																																																																																																																																			
		阪高北神戸線	3.3	3.3	100 %	3.3	100 %																																																																																																																																			
		阪高湾岸線	1.2	1.2	100 %	1.2	100 %																																																																																																																																			
		阪高神戸山手線	9.1	9.1	100 %	9.1	100 %																																																																																																																																			
		阪高新神戸トンネル	8.5	8.5	100 %	8.5	100 %																																																																																																																																			
	神戸市以外の40市町道		24,932.5	15,063.5	60.4%	21,655.6	86.9%																																																																																																																																			
	計		30,535.1	18,376.5	60.2%	25,740.3	84.3%																																																																																																																																			
総	計	34,955.4	21,933.4	62.7%	29,922.9	85.6%																																																																																																																																				

番号	新	旧
5	【兵庫県内の主な道路】（令和7年4月1日現在） 《凡 例》 — 開通済 - - - 事業中 ▨ 計画中 (都市計画決定済) ● 計画中 (ルート帯決定済) ○ 計画中	【兵庫県内の主な道路】（平成30年4月1日現在） 《凡 例》 — 供用中 - - - 事業中 ● 計画中

6

(1) J R西日本

管 轄	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考
J R西日本 <u>近畿統括本部</u>	山陽新幹線	新神戸 (新大阪)	相 生 (博 多)	75.5 (<u>644.0</u>)	複	電 化	県内通過分は約 <u>118.0</u> km
	東海道本線	尼 崎 (米 原)	神 戸	25.4 (143.6)	複々	〃	県内通過分は <u>26.7</u> km
	山 陽 本 線	神 戸	上 郡 (<u>下 関</u>)	89.6 (<u>528.1</u>)	複々 複	〃	県内通過分は <u>100.0</u> km 複々―神戸～西明石22.8km 複 ―西明石以西 <u>77.2</u> km
		兵 庫	和田岬	2.7	単	〃	平成13年7月1日電化
	加古川線	加古川	谷 川	48.5	〃	〃	平成16年12月19日電化
	姫 新 線	姫 路	上 月 (新 見)	50.9 (158.1)	〃	非電化	県内通過分は <u>55.9</u> km
	赤 穂 線	相 生	備前福河 (東岡山)	16.4 (57.4)	〃	電 化	県内通過分は <u>17.8</u> km
	福 知 山 線	尼 崎	丹波竹田 (福知山)	98.2 (106.5)	複・単	〃	県内通過分は101.4km 複―尼崎～篠山口58.4km 単―篠山口以北 43.0km 新三田～篠山口複線化 平成9年3月8日完成・開業
	播 但 線	姫 路	和田山	65.7	単	一 部 電 化	電 化―寺前以南29.6km 非電化―寺前以北36.1km 姫路～寺前電化・高速化 平成10年3月14日完成・開業
	山 陰 本 線	梁 瀬 (京 都)	居 組 (幡 生)	88.6 (673.8)	〃	一 部 電 化	県内通過分は94.0km 電 化―城崎温泉以南47.1km 非電化―城崎温泉以西46.9km
計	9 <u>線</u>	—	—	561.5	—	—	県内通過分合計 <u>630.7</u> km

7

(2) 公営交通

事 業 者	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考
神戸市交通局	山 手 線	新神戸	新長田	7.6	複	電 化	
	西 神 線	新長田	名 谷	5.7	〃	〃	
	西神延伸線	名 谷	西神中央	9.4	〃	〃	
	<u>北 神 線</u>	<u>新神戸</u>	<u>谷 上</u>	<u>7.5</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>令和2年6月1日譲受</u>
	海 岸 線	新長田	三宮・花時計前	7.9	〃	〃	平成13年7月7日開業
計	<u>5線</u>	—	—	<u>38.1</u>	—	—	

旧

(1) J R西日本

管 轄	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考
J R西日本 <u>神戸支社</u>	山陽新幹線	新神戸 (新大阪)	相 生 (博 多)	75.5 (<u>622.3</u>)	複	電 化	県内通過分は約 <u>115</u> km
	東海道本線	尼 崎 (米 原)	神 戸	25.4 (143.6)	複々	〃	県内通過分は <u>26.8</u> km
	山 陽 本 線	神 戸	上 郡 (<u>門 司</u>)	89.6 (<u>512.7</u>)	複々 複	〃	県内通過分は <u>99.8</u> km 複々―神戸～西明石22.8km 複 ―西明石以西 <u>77.0</u> km
		兵 庫	和田岬	2.7	単	〃	平成13年7月1日電化
	加古川線	加古川	谷 川	48.5	〃	〃	平成16年12月19日電化
	姫 新 線	姫 路	上 月 (新 見)	50.9 (158.1)	〃	非電化	県内通過分は <u>55.3</u> km <u>姫路～上月高速化</u> <u>平成22年3月13日完成・開業</u>
	赤 穂 線	相 生	備前福河 (東岡山)	16.4 (57.4)	〃	電 化	県内通過分は <u>17.7</u> km
	<u>J R西日本 大阪支社</u>	福 知 山 線	尼 崎	丹波竹田 (福知山)	98.2 (106.5)	複・単	〃
<u>J R西日本 福知山支社</u>	播 但 線	姫 路	和田山	65.7	単	一 部 電 化	電 化―寺前以南29.6km 非電化―寺前以北36.1km 姫路～寺前電化・高速化 平成10年3月14日完成・開業
	山 陰 本 線	梁 瀬 (京 都)	居 組 (幡 生)	88.6 (673.8)	〃	一 部 電 化	県内通過分は94.0km 電 化―城崎温泉以南47.1km 非電化―城崎温泉以西46.9km
	計	9	—	—	561.5	—	—

(2) 公営交通

事 業 者	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考
神戸市交通局	山 手 線	新神戸	新長田	7.6	複	電 化	
	西 神 線	新長田	名 谷	5.7	〃	〃	
	西神延伸線	名 谷	西神中央	9.4	〃	〃	
	海 岸 線	新長田	三宮・花時計前	7.9	〃	〃	平成13年7月7日開業
計	<u>4</u>	—	—	<u>30.6</u>	—	—	

番号	新	旧																																																																																																																																																																																		
8	(3) 第 <u>三</u> セクター鉄道	(3) 第 <u>3</u> セクター鉄道																																																																																																																																																																																		
	<table><tr><th>会 社</th><th>線 名</th><th>自</th><th>至</th><th>営業キロ (km)</th><th>単・複</th><th>電 化 非電化</th><th>備 考</th></tr><tr><td>北条鉄道(株)</td><td>北 条 線</td><td>北条町</td><td>栗 生</td><td>13.6</td><td>単</td><td>非電化</td><td>昭和60年4月1日開業</td></tr><tr><td>北近畿タン ゴ鉄道(株)</td><td>宮 津 線 (京都丹後 鉄道)</td><td>コウノトリの郷 (西舞鶴)</td><td>豊 岡</td><td>3.0 (83.6)</td><td>〃</td><td>非電化 (一部電化)</td><td>平成2年4月1日開業 平成27年4月1日(第三種鉄道事業者) 第二種鉄道事業者：WILLER TRAINS(株) 県内通過分は<u>7.5</u>km</td></tr><tr><td>智頭急行(株)</td><td>智 頭 線</td><td>上 郡</td><td>石 井 (智頭)</td><td>27.1 (56.1)</td><td>〃</td><td>非電化</td><td>平成6年12月3日開業 県内通過分は<u>28.6</u>km</td></tr><tr><td rowspan="2">神戸高速 鉄 道 (株)</td><td>東 西 線</td><td>西 代</td><td>阪急神戸 三宮・ 阪神元町</td><td>7.2 <u>高速神戸～ 阪急神戸三宮 2.2 山陽西代～ 阪神元町 5.0</u></td><td>複</td><td>電 化</td><td>昭和43年4月7日開業 <u>昭和63年4月1日(第三種鉄道事業者)</u> 第二種鉄道事業者： <u>阪急電鉄(株)[新開地～阪急神戸三宮]</u> <u>阪神電気鉄道(株)[山陽西代～阪神元町]</u> <u>神戸電鉄(株)[湊川～新開地]</u></td></tr><tr><td>南 北 線</td><td>湊 川</td><td>新開地</td><td>0.4</td><td>〃</td><td>〃</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">神戸新交通(株)</td><td>神戸新交通 ポートアイランド線</td><td>三 宮</td><td>神戸空港</td><td>10.8</td><td>複8.2 単2.6</td><td>〃</td><td>昭和56年2月5日開業 平成18年2月2日開業</td></tr><tr><td>神戸新交通 六甲アイランド線</td><td>住 吉</td><td>マリン パーク</td><td>4.5</td><td>複</td><td>〃</td><td>平成2年2月21日開業</td></tr><tr><td>関西高速 鉄 道 (株)</td><td>J R 東西線</td><td>(京橋)</td><td>尼崎</td><td>(12.5)</td><td>〃</td><td>〃</td><td><u>平成9年3月8日開業(第三種鉄道事業者)</u> 第二種鉄道事業者：J R 西日本 県内通過分は<u>1.3</u>km</td></tr><tr><td>計</td><td>6社<u>8</u>線</td><td>—</td><td>—</td><td><u>66.6</u></td><td>—</td><td>—</td><td>県内通過分合計 <u>73.9</u>km</td></tr></table> 第二種鉄道事業者とは、自らが敷設する鉄道線路以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客等の運送を行う事業者 第三種鉄道事業者とは、鉄道線路を敷設して当該鉄道線路を第二種鉄道事業者に専ら使用させる事業者	会 社	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考	北条鉄道(株)	北 条 線	北条町	栗 生	13.6	単	非電化	昭和60年4月1日開業	北近畿タン ゴ鉄道(株)	宮 津 線 (京都丹後 鉄道)	コウノトリの郷 (西舞鶴)	豊 岡	3.0 (83.6)	〃	非電化 (一部電化)	平成2年4月1日開業 平成27年4月1日(第三種鉄道事業者) 第二種鉄道事業者：WILLER TRAINS(株) 県内通過分は <u>7.5</u> km	智頭急行(株)	智 頭 線	上 郡	石 井 (智頭)	27.1 (56.1)	〃	非電化	平成6年12月3日開業 県内通過分は <u>28.6</u> km	神戸高速 鉄 道 (株)	東 西 線	西 代	阪急神戸 三宮・ 阪神元町	7.2 <u>高速神戸～ 阪急神戸三宮 2.2 山陽西代～ 阪神元町 5.0</u>	複	電 化	昭和43年4月7日開業 <u>昭和63年4月1日(第三種鉄道事業者)</u> 第二種鉄道事業者： <u>阪急電鉄(株)[新開地～阪急神戸三宮]</u> <u>阪神電気鉄道(株)[山陽西代～阪神元町]</u> <u>神戸電鉄(株)[湊川～新開地]</u>	南 北 線	湊 川	新開地	0.4	〃	〃		神戸新交通(株)	神戸新交通 ポートアイランド線	三 宮	神戸空港	10.8	複8.2 単2.6	〃	昭和56年2月5日開業 平成18年2月2日開業	神戸新交通 六甲アイランド線	住 吉	マリン パーク	4.5	複	〃	平成2年2月21日開業	関西高速 鉄 道 (株)	J R 東西線	(京橋)	尼崎	(12.5)	〃	〃	<u>平成9年3月8日開業(第三種鉄道事業者)</u> 第二種鉄道事業者：J R 西日本 県内通過分は <u>1.3</u> km	計	6社 <u>8</u> 線	—	—	<u>66.6</u>	—	—	県内通過分合計 <u>73.9</u> km	<table><tr><th>会 社</th><th>線 名</th><th>自</th><th>至</th><th>営業キロ (km)</th><th>単・複</th><th>電 化 非電化</th><th>備 考</th></tr><tr><td>北条鉄道(株)</td><td>北 条 線</td><td>北条町</td><td>栗 生</td><td>13.6</td><td>単</td><td>非電化</td><td>昭和60年4月1日開業</td></tr><tr><td>北近畿タン ゴ鉄道(株)</td><td>宮 津 線 (京都丹後 鉄道)</td><td>コウノトリの郷 (西舞鶴)</td><td>豊 岡</td><td>3.0 (83.6)</td><td>〃</td><td>非電化 (一 部 電化)</td><td>平成2年4月1日開業 平成27年4月1日(第三種鉄 道事業者) 第二種鉄道事業者：WILLER TRAINS(株) 県内通過分は<u>7.4</u>km</td></tr><tr><td>智頭急行(株)</td><td>智 頭 線</td><td>上 郡</td><td>石 井 (智頭)</td><td>27.1 (56.1)</td><td>〃</td><td>非電化</td><td>平成6年12月3日開業 県内通過分は<u>28.4</u>km</td></tr><tr><td rowspan="2">神戸高速 鉄 道 (株)</td><td>東 西 線</td><td>西 代</td><td>阪急三宮 ・阪神元町</td><td>7.2</td><td>複</td><td>電 化</td><td>昭和43年4月7日開業</td></tr><tr><td>南 北 線</td><td>湊 川</td><td>新開地</td><td>0.4</td><td>〃</td><td>〃</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">神戸新交通(株)</td><td>北 神 線</td><td>新神戸</td><td>谷 上</td><td><u>7.5</u></td><td><u>〃</u></td><td><u>〃</u></td><td><u>昭和63年4月2日開業</u> <u>平成14年4月1日(第三種鉄 道事業者)</u> 第二種事業者：北神急行電鉄(株)</td></tr><tr><td>神戸新交通 ポートアイランド線</td><td>三 宮</td><td>神戸空港</td><td>10.8</td><td>複 8.2 単 2.6</td><td>〃</td><td>昭和56年2月5日開業 平成18年2月2日開業</td></tr><tr><td>神戸新交通(株)</td><td>神戸新交通 六甲アイランド線</td><td>住 吉</td><td>マリン パーク</td><td>4.5</td><td>複</td><td>〃</td><td>平成2年2月21日開業</td></tr><tr><td>関西高速 鉄 道 (株)</td><td>J R 東西線</td><td>(京橋)</td><td>尼崎</td><td>(12.5)</td><td>〃</td><td>〃</td><td>県内通過分は<u>1.2</u>km <u>平成9年3月8日完成・開業</u></td></tr><tr><td>計</td><td>6社<u>9</u>線</td><td>—</td><td>—</td><td><u>74.1</u></td><td>—</td><td>—</td><td>県内通過分合計 <u>81.0</u>km</td></tr></table>	会 社	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考	北条鉄道(株)	北 条 線	北条町	栗 生	13.6	単	非電化	昭和60年4月1日開業	北近畿タン ゴ鉄道(株)	宮 津 線 (京都丹後 鉄道)	コウノトリの郷 (西舞鶴)	豊 岡	3.0 (83.6)	〃	非電化 (一 部 電化)	平成2年4月1日開業 平成27年4月1日(第三種鉄 道事業者) 第二種鉄道事業者：WILLER TRAINS(株) 県内通過分は <u>7.4</u> km	智頭急行(株)	智 頭 線	上 郡	石 井 (智頭)	27.1 (56.1)	〃	非電化	平成6年12月3日開業 県内通過分は <u>28.4</u> km	神戸高速 鉄 道 (株)	東 西 線	西 代	阪急三宮 ・阪神元町	7.2	複	電 化	昭和43年4月7日開業	南 北 線	湊 川	新開地	0.4	〃	〃		神戸新交通(株)	北 神 線	新神戸	谷 上	<u>7.5</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>昭和63年4月2日開業</u> <u>平成14年4月1日(第三種鉄 道事業者)</u> 第二種事業者：北神急行電鉄(株)	神戸新交通 ポートアイランド線	三 宮	神戸空港	10.8	複 8.2 単 2.6	〃	昭和56年2月5日開業 平成18年2月2日開業	神戸新交通(株)	神戸新交通 六甲アイランド線	住 吉	マリン パーク	4.5	複	〃	平成2年2月21日開業	関西高速 鉄 道 (株)	J R 東西線	(京橋)	尼崎	(12.5)	〃	〃	県内通過分は <u>1.2</u> km <u>平成9年3月8日完成・開業</u>	計	6社 <u>9</u> 線	—	—	<u>74.1</u>	—	—	県内通過分合計 <u>81.0</u> km														
	会 社	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考																																																																																																																																																																												
	北条鉄道(株)	北 条 線	北条町	栗 生	13.6	単	非電化	昭和60年4月1日開業																																																																																																																																																																												
	北近畿タン ゴ鉄道(株)	宮 津 線 (京都丹後 鉄道)	コウノトリの郷 (西舞鶴)	豊 岡	3.0 (83.6)	〃	非電化 (一部電化)	平成2年4月1日開業 平成27年4月1日(第三種鉄道事業者) 第二種鉄道事業者：WILLER TRAINS(株) 県内通過分は <u>7.5</u> km																																																																																																																																																																												
	智頭急行(株)	智 頭 線	上 郡	石 井 (智頭)	27.1 (56.1)	〃	非電化	平成6年12月3日開業 県内通過分は <u>28.6</u> km																																																																																																																																																																												
	神戸高速 鉄 道 (株)	東 西 線	西 代	阪急神戸 三宮・ 阪神元町	7.2 <u>高速神戸～ 阪急神戸三宮 2.2 山陽西代～ 阪神元町 5.0</u>	複	電 化	昭和43年4月7日開業 <u>昭和63年4月1日(第三種鉄道事業者)</u> 第二種鉄道事業者： <u>阪急電鉄(株)[新開地～阪急神戸三宮]</u> <u>阪神電気鉄道(株)[山陽西代～阪神元町]</u> <u>神戸電鉄(株)[湊川～新開地]</u>																																																																																																																																																																												
		南 北 線	湊 川	新開地	0.4	〃	〃																																																																																																																																																																													
	神戸新交通(株)	神戸新交通 ポートアイランド線	三 宮	神戸空港	10.8	複8.2 単2.6	〃	昭和56年2月5日開業 平成18年2月2日開業																																																																																																																																																																												
		神戸新交通 六甲アイランド線	住 吉	マリン パーク	4.5	複	〃	平成2年2月21日開業																																																																																																																																																																												
関西高速 鉄 道 (株)	J R 東西線	(京橋)	尼崎	(12.5)	〃	〃	<u>平成9年3月8日開業(第三種鉄道事業者)</u> 第二種鉄道事業者：J R 西日本 県内通過分は <u>1.3</u> km																																																																																																																																																																													
計	6社 <u>8</u> 線	—	—	<u>66.6</u>	—	—	県内通過分合計 <u>73.9</u> km																																																																																																																																																																													
会 社	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考																																																																																																																																																																													
北条鉄道(株)	北 条 線	北条町	栗 生	13.6	単	非電化	昭和60年4月1日開業																																																																																																																																																																													
北近畿タン ゴ鉄道(株)	宮 津 線 (京都丹後 鉄道)	コウノトリの郷 (西舞鶴)	豊 岡	3.0 (83.6)	〃	非電化 (一 部 電化)	平成2年4月1日開業 平成27年4月1日(第三種鉄 道事業者) 第二種鉄道事業者：WILLER TRAINS(株) 県内通過分は <u>7.4</u> km																																																																																																																																																																													
智頭急行(株)	智 頭 線	上 郡	石 井 (智頭)	27.1 (56.1)	〃	非電化	平成6年12月3日開業 県内通過分は <u>28.4</u> km																																																																																																																																																																													
神戸高速 鉄 道 (株)	東 西 線	西 代	阪急三宮 ・阪神元町	7.2	複	電 化	昭和43年4月7日開業																																																																																																																																																																													
	南 北 線	湊 川	新開地	0.4	〃	〃																																																																																																																																																																														
神戸新交通(株)	北 神 線	新神戸	谷 上	<u>7.5</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>昭和63年4月2日開業</u> <u>平成14年4月1日(第三種鉄 道事業者)</u> 第二種事業者：北神急行電鉄(株)																																																																																																																																																																													
	神戸新交通 ポートアイランド線	三 宮	神戸空港	10.8	複 8.2 単 2.6	〃	昭和56年2月5日開業 平成18年2月2日開業																																																																																																																																																																													
神戸新交通(株)	神戸新交通 六甲アイランド線	住 吉	マリン パーク	4.5	複	〃	平成2年2月21日開業																																																																																																																																																																													
関西高速 鉄 道 (株)	J R 東西線	(京橋)	尼崎	(12.5)	〃	〃	県内通過分は <u>1.2</u> km <u>平成9年3月8日完成・開業</u>																																																																																																																																																																													
計	6社 <u>9</u> 線	—	—	<u>74.1</u>	—	—	県内通過分合計 <u>81.0</u> km																																																																																																																																																																													
9	(4) 私鉄（J R 西日本を除く）	(4) 私鉄（J R 西日本を除く）																																																																																																																																																																																		
	<table><tr><th>会 社</th><th>線 名</th><th>自</th><th>至</th><th>営業キロ (km)</th><th>単・複</th><th>電 化 非電化</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="4">神戸電鉄(株)</td><td>有 馬 線</td><td>湊 川</td><td>有馬温泉</td><td>22.5</td><td>複20.0 単2.5</td><td>電 化</td><td>湊川～有馬口(20.0km) 複線</td></tr><tr><td>三 田 線</td><td>有馬口</td><td>三 田</td><td>12.0</td><td>複3.6 単8.4</td><td>〃</td><td>岡場～田尾寺(1.6km) 横山～三田(2.0km) 複線</td></tr><tr><td>公園都市線</td><td>横 山</td><td>ウッディタ ウン中央</td><td>5.5</td><td>単</td><td>〃</td><td></td></tr><tr><td>栗 生 線</td><td>鈴蘭台</td><td>栗 生</td><td>29.2</td><td>複7.6 単21.6</td><td>〃</td><td>西鈴蘭台～藍那(1.7km)、川池 信号場～押部谷(5.9km) 複線</td></tr><tr><td rowspan="2">山陽電気 鉄 道 (株)</td><td>本 線</td><td>西 代</td><td>山陽姫路</td><td>54.7</td><td>複</td><td>〃</td><td></td></tr><tr><td>網 干 線</td><td>飾 磨</td><td>山陽網干</td><td>8.5</td><td>単</td><td>〃</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">能勢電鉄(株)</td><td>妙 見 線</td><td>川西能勢口</td><td>笹 部 (妙見口)</td><td>8.6 (12.2)</td><td>単<u>0.4</u> 複<u>8.2</u></td><td>〃</td><td>県内通過分は10.1km 川西能勢口～山下(8.2km) 複線</td></tr><tr><td>日 生 線</td><td>山 下</td><td>日生中央</td><td>2.6</td><td>複</td><td>〃</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">阪急電鉄(株)</td><td>神戸<u>本</u>線</td><td>園 田 (<u>大阪</u>梅田)</td><td>神戸三宮</td><td>25.1 (32.3)</td><td>〃</td><td>〃</td><td>県内通過分は26.4km</td></tr><tr><td>今 津 線</td><td>今 津</td><td>宝 塚</td><td>9.3</td><td>〃</td><td>〃</td><td>南線(西宮北口～今津1.6km) 北線(西宮北口～宝塚7.7km)</td></tr><tr><td>伊 丹 線</td><td>塚 口</td><td>伊 丹</td><td>3.1</td><td>〃</td><td>〃</td><td></td></tr></table>	会 社	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考	神戸電鉄(株)	有 馬 線	湊 川	有馬温泉	22.5	複20.0 単2.5	電 化	湊川～有馬口(20.0km) 複線	三 田 線	有馬口	三 田	12.0	複3.6 単8.4	〃	岡場～田尾寺(1.6km) 横山～三田(2.0km) 複線	公園都市線	横 山	ウッディタ ウン中央	5.5	単	〃		栗 生 線	鈴蘭台	栗 生	29.2	複7.6 単21.6	〃	西鈴蘭台～藍那(1.7km)、川池 信号場～押部谷(5.9km) 複線	山陽電気 鉄 道 (株)	本 線	西 代	山陽姫路	54.7	複	〃		網 干 線	飾 磨	山陽網干	8.5	単	〃		能勢電鉄(株)	妙 見 線	川西能勢口	笹 部 (妙見口)	8.6 (12.2)	単 <u>0.4</u> 複 <u>8.2</u>	〃	県内通過分は10.1km 川西能勢口～山下(8.2km) 複線	日 生 線	山 下	日生中央	2.6	複	〃		阪急電鉄(株)	神戸 <u>本</u> 線	園 田 (<u>大阪</u> 梅田)	神戸三宮	25.1 (32.3)	〃	〃	県内通過分は26.4km	今 津 線	今 津	宝 塚	9.3	〃	〃	南線(西宮北口～今津1.6km) 北線(西宮北口～宝塚7.7km)	伊 丹 線	塚 口	伊 丹	3.1	〃	〃		<table><tr><th>会 社</th><th>線 名</th><th>自</th><th>至</th><th>営業キロ (km)</th><th>単・複</th><th>電 化 非電化</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="4">神戸電鉄(株)</td><td>有 馬 線</td><td>湊 川</td><td>有馬温泉</td><td>22.5</td><td>複20.0 単2.5</td><td>電 化</td><td>湊川～有馬口(20.0km) 複線</td></tr><tr><td>三 田 線</td><td>有馬口</td><td>三 田</td><td>12.0</td><td>複3.6 単8.4</td><td>〃</td><td>岡場～田尾寺(1.6km) 横山～三田(2.0km) 複線</td></tr><tr><td>公園都市線</td><td>横 山</td><td>ウッディタ ウン中央</td><td>5.5</td><td>単</td><td>〃</td><td></td></tr><tr><td>栗 生 線</td><td>鈴蘭台</td><td>栗 生</td><td>29.2</td><td>複7.6 単21.6</td><td>〃</td><td>西鈴蘭台～藍那(1.7km)、川池 信号場～押部谷(5.9km) 複線</td></tr><tr><td rowspan="2">山陽電気 鉄 道 (株)</td><td>本 線</td><td>西 代</td><td>山陽姫路</td><td>54.7</td><td>複</td><td>〃</td><td></td></tr><tr><td>網 干 線</td><td>飾 磨</td><td>山陽網干</td><td>8.5</td><td>単</td><td>〃</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">能勢電鉄(株)</td><td>妙 見 線</td><td>川西能勢口</td><td>笹 部 (妙見口)</td><td>8.6 (12.2)</td><td>単・複</td><td>〃</td><td>県内通過分は10.1km 川西能勢口～山下(8.2km) 複線</td></tr><tr><td>日 生 線</td><td>山 下</td><td>日生中央</td><td>2.6</td><td>複</td><td>〃</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">阪急電鉄(株)</td><td>神 戸 線</td><td>園 田 (梅 田)</td><td>神戸三宮</td><td>25.1 (32.3)</td><td>〃</td><td>〃</td><td>県内通過分は26.4km</td></tr><tr><td>今 津 線</td><td>今 津</td><td>宝 塚</td><td>9.3</td><td>〃</td><td>〃</td><td>南線(西宮北口～今津1.6km) 北線(西宮北口～宝塚7.7km)</td></tr><tr><td>伊 丹 線</td><td>塚 口</td><td>伊 丹</td><td>3.1</td><td>〃</td><td>〃</td><td></td></tr></table>	会 社	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考	神戸電鉄(株)	有 馬 線	湊 川	有馬温泉	22.5	複20.0 単2.5	電 化	湊川～有馬口(20.0km) 複線	三 田 線	有馬口	三 田	12.0	複3.6 単8.4	〃	岡場～田尾寺(1.6km) 横山～三田(2.0km) 複線	公園都市線	横 山	ウッディタ ウン中央	5.5	単	〃		栗 生 線	鈴蘭台	栗 生	29.2	複7.6 単21.6	〃	西鈴蘭台～藍那(1.7km)、川池 信号場～押部谷(5.9km) 複線	山陽電気 鉄 道 (株)	本 線	西 代	山陽姫路	54.7	複	〃		網 干 線	飾 磨	山陽網干	8.5	単	〃		能勢電鉄(株)	妙 見 線	川西能勢口	笹 部 (妙見口)	8.6 (12.2)	単・複	〃	県内通過分は10.1km 川西能勢口～山下(8.2km) 複線	日 生 線	山 下	日生中央	2.6	複	〃		阪急電鉄(株)	神 戸 線	園 田 (梅 田)	神戸三宮	25.1 (32.3)	〃	〃	県内通過分は26.4km	今 津 線	今 津	宝 塚	9.3	〃	〃	南線(西宮北口～今津1.6km) 北線(西宮北口～宝塚7.7km)	伊 丹 線	塚 口	伊 丹	3.1	〃	〃	
	会 社	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考																																																																																																																																																																												
	神戸電鉄(株)	有 馬 線	湊 川	有馬温泉	22.5	複20.0 単2.5	電 化	湊川～有馬口(20.0km) 複線																																																																																																																																																																												
		三 田 線	有馬口	三 田	12.0	複3.6 単8.4	〃	岡場～田尾寺(1.6km) 横山～三田(2.0km) 複線																																																																																																																																																																												
		公園都市線	横 山	ウッディタ ウン中央	5.5	単	〃																																																																																																																																																																													
		栗 生 線	鈴蘭台	栗 生	29.2	複7.6 単21.6	〃	西鈴蘭台～藍那(1.7km)、川池 信号場～押部谷(5.9km) 複線																																																																																																																																																																												
	山陽電気 鉄 道 (株)	本 線	西 代	山陽姫路	54.7	複	〃																																																																																																																																																																													
		網 干 線	飾 磨	山陽網干	8.5	単	〃																																																																																																																																																																													
	能勢電鉄(株)	妙 見 線	川西能勢口	笹 部 (妙見口)	8.6 (12.2)	単 <u>0.4</u> 複 <u>8.2</u>	〃	県内通過分は10.1km 川西能勢口～山下(8.2km) 複線																																																																																																																																																																												
日 生 線		山 下	日生中央	2.6	複	〃																																																																																																																																																																														
阪急電鉄(株)	神戸 <u>本</u> 線	園 田 (<u>大阪</u> 梅田)	神戸三宮	25.1 (32.3)	〃	〃	県内通過分は26.4km																																																																																																																																																																													
	今 津 線	今 津	宝 塚	9.3	〃	〃	南線(西宮北口～今津1.6km) 北線(西宮北口～宝塚7.7km)																																																																																																																																																																													
	伊 丹 線	塚 口	伊 丹	3.1	〃	〃																																																																																																																																																																														
会 社	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考																																																																																																																																																																													
神戸電鉄(株)	有 馬 線	湊 川	有馬温泉	22.5	複20.0 単2.5	電 化	湊川～有馬口(20.0km) 複線																																																																																																																																																																													
	三 田 線	有馬口	三 田	12.0	複3.6 単8.4	〃	岡場～田尾寺(1.6km) 横山～三田(2.0km) 複線																																																																																																																																																																													
	公園都市線	横 山	ウッディタ ウン中央	5.5	単	〃																																																																																																																																																																														
	栗 生 線	鈴蘭台	栗 生	29.2	複7.6 単21.6	〃	西鈴蘭台～藍那(1.7km)、川池 信号場～押部谷(5.9km) 複線																																																																																																																																																																													
山陽電気 鉄 道 (株)	本 線	西 代	山陽姫路	54.7	複	〃																																																																																																																																																																														
	網 干 線	飾 磨	山陽網干	8.5	単	〃																																																																																																																																																																														
能勢電鉄(株)	妙 見 線	川西能勢口	笹 部 (妙見口)	8.6 (12.2)	単・複	〃	県内通過分は10.1km 川西能勢口～山下(8.2km) 複線																																																																																																																																																																													
	日 生 線	山 下	日生中央	2.6	複	〃																																																																																																																																																																														
阪急電鉄(株)	神 戸 線	園 田 (梅 田)	神戸三宮	25.1 (32.3)	〃	〃	県内通過分は26.4km																																																																																																																																																																													
	今 津 線	今 津	宝 塚	9.3	〃	〃	南線(西宮北口～今津1.6km) 北線(西宮北口～宝塚7.7km)																																																																																																																																																																													
	伊 丹 線	塚 口	伊 丹	3.1	〃	〃																																																																																																																																																																														

番号	新								旧							
	阪神電気鉄道(株)	甲陽線	夙川	甲陽園	2.2	単	〃	県内通過分は8.0km	阪神電気鉄道(株)	甲陽線	夙川	甲陽園	2.2	単	〃	県内通過分は7.9km
		宝塚本線	川西能勢口 (大阪梅田)	宝塚	7.3 (24.5)	複	〃			宝塚線	川西能勢口 (梅田)	宝塚	7.3 (24.5)	複	〃	
		本線	杭瀬 (大阪梅田)	元町	25.3 (32.1)	〃	〃	県内通過分は25.6km		本線	杭瀬 (梅田)	元町	25.3 (32.1)	〃	〃	県内通過分は25.6km
		阪神なんば線	大物 (大阪難波)	尼崎	0.9 (10.1)	〃	〃	県内通過分は1.6km		阪神なんば線	大物 (大阪難波)	尼崎	0.9 (10.1)	〃	〃	県内通過分は1.6km
		武庫川線	武庫川	武庫川団地前	1.7	単	〃	県内通過分合計 223.0km		武庫川線	武庫川	武庫川団地前	1.7	単	〃	県内通過分合計 222.9km
	計	5社16線	—	—	218.5	—	—		計	5社16線	—	—	218.5	—	—	
10	(5) 鋼索鉄道（ケーブルカー）・普通索道（ロープウェー）								(5) 普通索道（ケーブルカー・ロープウェー）							
	会社	線名	自	至	営業キロ (km)	備考		会社	線名	自	至	営業キロ (km)	備考			
	神戸六甲鉄道(株)	鋼索線	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7	阪神電気鉄道株が施設を保有		能勢電鉄(株)	鋼索線	黒川	ケーブル山上	0.6				
	(株)こうべ未来都市機構	〃	摩耶ケーブル	虹	0.9			六甲山観光(株)	〃	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7				
		索道線	虹	星	0.9			(一財)神戸すまいまちづくり公社	〃	摩耶ケーブル	虹	0.9				
	〃	六甲山頂	有馬温泉	2.8			索道線		虹	星	0.9					
	〃	ハーブ園山麓	ハーブ園山頂	1.5			〃		六甲山頂	有馬温泉	2.8					
	神戸リゾートサービス(株)	〃	ハーブ園山麓	ハーブ園山頂	1.5			〃	ハーブ園山麓	ハーブ園山頂	1.5					
	姫路市	〃	書写	書写山上	0.8			姫路市	〃	書写	書写山上	0.8				
	山陽電気鉄道(株)	〃	須磨浦公園	鉢伏山上	0.5			山陽電気鉄道(株)	〃	須磨浦公園	鉢伏山上	0.5				
城崎観光(株)		城崎温泉	大師山頂	0.7			城崎観光(株)		城崎温泉	大師山頂	0.7					
計	6社8線	—	—	9.8			計	6社9線	—	—	10.4					
11	9 石油コンビナート施設等の状況								9 石油コンビナート施設等の状況							
	区域名	所在市町名	面積	人口	特定事業所数											
	神戸地区	神戸市東灘区、灘区、長田区及び須磨区の各臨海部の一部の地域	2,706,803㎡	—	8											
	東播磨地区	加古川市、高砂市及び播磨町の臨海部（県道明石高砂線以南）の一部の地域	10,918,845㎡	—	12											
	姫路臨海地区	姫路市内国道250号以南の地域	18,985,000㎡	159世帯 270人	15											
	合計		32,610,648㎡	159世帯 270人	35											
	区域名	所在市町名	面積	人口	特定事業所数											
	神戸地区	神戸市東灘区、灘区、長田区及び須磨区の各臨海部の一部の地域	2,706,803㎡	—	8											
	東播磨地区	加古川市、高砂市及び播磨町の臨海部（県道明石高砂線以南）の一部の地域	11,403,540㎡	—	13											
	姫路臨海地区	姫路市内国道250号以南の地域	18,985,000㎡	288世帯 339人	15											
	赤穂地区	赤穂市加里屋の一部の地域	533,053㎡		1											
	合計		33,628,396㎡	288世帯 339人	37											

番号	新	旧																																																												
12	【24 時間監視・即応体制の確立】 <table><tr><th colspan="2">要員の種類</th><th>構 成</th><th>業務内容等</th></tr><tr><td rowspan="2">指定要員</td><td>防災担当 指定要員</td><td>・ <u>危機管理部</u>の職員から防災監が指定する者</td><td>防災責任者として勤務時間外における事態の発生に備えるとともに、事態発生時には速やかに登庁し、初動業務に当たる。</td></tr><tr><td>部局指定要員</td><td>・ 防災監が定める課に属する職員の中から、防災監が指定する者</td><td>勤務時間外における事態の発生に備えるとともに、事態発生時には速やかに登庁し、所属の課の初動業務に当たる。</td></tr><tr><td colspan="2">業 務 要 員</td><td>・ 対策本部の事務局員として防災監が指定する者</td><td>勤務時間外に県内で突発的な事態が発生した場合には、直ちに参集し、対策本部事務局各班の班員として従事する。</td></tr></table>	要員の種類		構 成	業務内容等	指定要員	防災担当 指定要員	・ <u>危機管理部</u> の職員から防災監が指定する者	防災責任者として勤務時間外における事態の発生に備えるとともに、事態発生時には速やかに登庁し、初動業務に当たる。	部局指定要員	・ 防災監が定める課に属する職員の中から、防災監が指定する者	勤務時間外における事態の発生に備えるとともに、事態発生時には速やかに登庁し、所属の課の初動業務に当たる。	業 務 要 員		・ 対策本部の事務局員として防災監が指定する者	勤務時間外に県内で突発的な事態が発生した場合には、直ちに参集し、対策本部事務局各班の班員として従事する。	【24 時間監視・即応体制の確立】 <table><tr><th colspan="2">要員の種類</th><th>構 成</th><th>業務内容等</th></tr><tr><td rowspan="2">指定要員</td><td>防災担当 指定要員</td><td>・ <u>防災監、防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、広域防災参事、災害対策課長、消防課長</u> ・ <u>防災企画局及び災害対策局の管理職員のうち</u>から防災監が指定する者</td><td>防災責任者として勤務時間外における事態の発生に備えるとともに、事態発生時には速やかに登庁し、初動業務に当たる。</td></tr><tr><td>部局指定要員</td><td>・ 防災監が定める<u>部</u>課に属する職員 <u>(原則として管理職員)</u> の中から、防災監が指定する者</td><td>勤務時間外における事態の発生に備えるとともに、事態発生時には速やかに登庁し、所属の<u>部</u>課の初動業務に当たる。</td></tr><tr><td colspan="2">業 務 要 員</td><td>・ 対策本部の事務局員として防災監が指定する者</td><td>勤務時間外に県内で突発的な事態が発生した場合には、直ちに参集し、対策本部事務局各班の班員として従事する。</td></tr></table>	要員の種類		構 成	業務内容等	指定要員	防災担当 指定要員	・ <u>防災監、防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、広域防災参事、災害対策課長、消防課長</u> ・ <u>防災企画局及び災害対策局の管理職員のうち</u> から防災監が指定する者	防災責任者として勤務時間外における事態の発生に備えるとともに、事態発生時には速やかに登庁し、初動業務に当たる。	部局指定要員	・ 防災監が定める <u>部</u> 課に属する職員 <u>(原則として管理職員)</u> の中から、防災監が指定する者	勤務時間外における事態の発生に備えるとともに、事態発生時には速やかに登庁し、所属の <u>部</u> 課の初動業務に当たる。	業 務 要 員		・ 対策本部の事務局員として防災監が指定する者	勤務時間外に県内で突発的な事態が発生した場合には、直ちに参集し、対策本部事務局各班の班員として従事する。																														
要員の種類		構 成	業務内容等																																																											
指定要員	防災担当 指定要員	・ <u>危機管理部</u> の職員から防災監が指定する者	防災責任者として勤務時間外における事態の発生に備えるとともに、事態発生時には速やかに登庁し、初動業務に当たる。																																																											
	部局指定要員	・ 防災監が定める課に属する職員の中から、防災監が指定する者	勤務時間外における事態の発生に備えるとともに、事態発生時には速やかに登庁し、所属の課の初動業務に当たる。																																																											
業 務 要 員		・ 対策本部の事務局員として防災監が指定する者	勤務時間外に県内で突発的な事態が発生した場合には、直ちに参集し、対策本部事務局各班の班員として従事する。																																																											
要員の種類		構 成	業務内容等																																																											
指定要員	防災担当 指定要員	・ <u>防災監、防災企画局長、災害対策局長、防災企画課長、広域防災参事、災害対策課長、消防課長</u> ・ <u>防災企画局及び災害対策局の管理職員のうち</u> から防災監が指定する者	防災責任者として勤務時間外における事態の発生に備えるとともに、事態発生時には速やかに登庁し、初動業務に当たる。																																																											
	部局指定要員	・ 防災監が定める <u>部</u> 課に属する職員 <u>(原則として管理職員)</u> の中から、防災監が指定する者	勤務時間外における事態の発生に備えるとともに、事態発生時には速やかに登庁し、所属の <u>部</u> 課の初動業務に当たる。																																																											
業 務 要 員		・ 対策本部の事務局員として防災監が指定する者	勤務時間外に県内で突発的な事態が発生した場合には、直ちに参集し、対策本部事務局各班の班員として従事する。																																																											
13	(3) 広域防災拠点（ブロック拠点） <table><tr><th>広域防災拠点 (ブロック拠点名)</th><th>西播磨</th><th>但 馬</th><th>淡 路</th><th>丹 波</th><th>阪神南</th></tr><tr><td>位 置</td><td>赤穂郡上郡町光都 (播磨科学公園都市内)</td><td>豊岡市岩井 (但馬空港内)</td><td>南あわじ市<u>広田</u> (淡路ふれあい公園)</td><td>丹波市柏原町 (<u>柏原</u>の森公苑・<u>丹波県民局</u>)</td><td>西宮市甲子園浜 (今津浜公園)</td></tr><tr><td>建物延床面積</td><td>1,132㎡</td><td><u>810</u>㎡</td><td>810㎡</td><td><u>34</u>㎡</td><td>300㎡</td></tr><tr><td>機 能</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>備蓄物資</td><td colspan="5">物 資：非常用食糧（アルファ化米）、毛布、<u>ブルー</u>シート、 仮設トイレ、仮設風呂 資機材：人命救助システム、テント、パレット、フォークリフト、 投光機、発電機、携帯無線機等</td></tr></table>	広域防災拠点 (ブロック拠点名)	西播磨	但 馬	淡 路	丹 波	阪神南	位 置	赤穂郡上郡町光都 (播磨科学公園都市内)	豊岡市岩井 (但馬空港内)	南あわじ市 <u>広田</u> (淡路ふれあい公園)	丹波市柏原町 (<u>柏原</u> の森公苑・ <u>丹波県民局</u>)	西宮市甲子園浜 (今津浜公園)	建物延床面積	1,132㎡	<u>810</u> ㎡	810㎡	<u>34</u> ㎡	300㎡	機 能	(略)					備蓄物資	物 資：非常用食糧（アルファ化米）、毛布、 <u>ブルー</u> シート、 仮設トイレ、仮設風呂 資機材：人命救助システム、テント、パレット、フォークリフト、 投光機、発電機、携帯無線機等					(3) 広域防災拠点（ブロック拠点） <table><tr><th>広域防災拠点 (ブロック拠点名)</th><th>西播磨</th><th>但 馬</th><th>淡 路</th><th>丹 波</th><th>阪神南</th></tr><tr><td>位 置</td><td>赤穂郡上郡町光都 (播磨科学公園都市内)</td><td>豊岡市岩井 (但馬空港内)</td><td>南あわじ市<u>緑町</u> (淡路ふれあい公園)</td><td>丹波市柏原町 (<u>柏原総合庁舎内</u>、丹波の森公苑)</td><td>西宮市甲子園浜 (今津浜公園<u>内</u>)</td></tr><tr><td>建物延床面積</td><td>1,132.<u>18</u>㎡</td><td><u>823,49</u>㎡</td><td>810㎡</td><td><u>39</u>㎡</td><td>300㎡</td></tr><tr><td>機 能</td><td colspan="5">(略)</td></tr><tr><td>備蓄物資</td><td colspan="5">物 資：非常用食糧（アルファ化米）、毛布、<u>ビニール</u>シート、 仮設トイレ、仮設風呂 資機材：人命救助システム、テント、パレット、フォークリフト、 投光機、発電機、携帯無線機等</td></tr></table>	広域防災拠点 (ブロック拠点名)	西播磨	但 馬	淡 路	丹 波	阪神南	位 置	赤穂郡上郡町光都 (播磨科学公園都市内)	豊岡市岩井 (但馬空港内)	南あわじ市 <u>緑町</u> (淡路ふれあい公園)	丹波市柏原町 (<u>柏原総合庁舎内</u> 、丹波の森公苑)	西宮市甲子園浜 (今津浜公園 <u>内</u>)	建物延床面積	1,132. <u>18</u> ㎡	<u>823,49</u> ㎡	810㎡	<u>39</u> ㎡	300㎡	機 能	(略)					備蓄物資	物 資：非常用食糧（アルファ化米）、毛布、 <u>ビニール</u> シート、 仮設トイレ、仮設風呂 資機材：人命救助システム、テント、パレット、フォークリフト、 投光機、発電機、携帯無線機等				
広域防災拠点 (ブロック拠点名)	西播磨	但 馬	淡 路	丹 波	阪神南																																																									
位 置	赤穂郡上郡町光都 (播磨科学公園都市内)	豊岡市岩井 (但馬空港内)	南あわじ市 <u>広田</u> (淡路ふれあい公園)	丹波市柏原町 (<u>柏原</u> の森公苑・ <u>丹波県民局</u>)	西宮市甲子園浜 (今津浜公園)																																																									
建物延床面積	1,132㎡	<u>810</u> ㎡	810㎡	<u>34</u> ㎡	300㎡																																																									
機 能	(略)																																																													
備蓄物資	物 資：非常用食糧（アルファ化米）、毛布、 <u>ブルー</u> シート、 仮設トイレ、仮設風呂 資機材：人命救助システム、テント、パレット、フォークリフト、 投光機、発電機、携帯無線機等																																																													
広域防災拠点 (ブロック拠点名)	西播磨	但 馬	淡 路	丹 波	阪神南																																																									
位 置	赤穂郡上郡町光都 (播磨科学公園都市内)	豊岡市岩井 (但馬空港内)	南あわじ市 <u>緑町</u> (淡路ふれあい公園)	丹波市柏原町 (<u>柏原総合庁舎内</u> 、丹波の森公苑)	西宮市甲子園浜 (今津浜公園 <u>内</u>)																																																									
建物延床面積	1,132. <u>18</u> ㎡	<u>823,49</u> ㎡	810㎡	<u>39</u> ㎡	300㎡																																																									
機 能	(略)																																																													
備蓄物資	物 資：非常用食糧（アルファ化米）、毛布、 <u>ビニール</u> シート、 仮設トイレ、仮設風呂 資機材：人命救助システム、テント、パレット、フォークリフト、 投光機、発電機、携帯無線機等																																																													

番号	新	旧																																																																																				
14	(5) 消防機関の応援体制の整備 【常備消防設置状況】（令和7年4月1日現在） <table><tr><th>常備消防の方法</th><th>消防本部の数</th><th>市町の数</th><th>消防職員数</th></tr><tr><td>単 独</td><td>19</td><td>19</td><td>5,354</td></tr><tr><td>一部事務組合</td><td>5</td><td>16</td><td>896</td></tr><tr><td>事 務 委 託</td><td></td><td>6</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>24</td><td>41</td><td>6,250</td></tr></table> 【NBC対応資機材の整備状況】（令和7年4月1日現在） <table><tr><th>種 類</th><th>数量</th><th>種 類</th><th>数量</th></tr><tr><td>陽圧式化学防護服</td><td>238</td><td>除染剤散布器</td><td>33</td></tr><tr><td>化学防護服（陽圧以外）</td><td>3,049</td><td>化学剤検知器</td><td>17</td></tr><tr><td>放射線防護服</td><td>76</td><td>ポケット線量計</td><td>838</td></tr><tr><td>空気呼吸器</td><td>1,926</td><td rowspan="2">放射線測定器 （空間線量計、表面汚染検査計）</td><td rowspan="2">685</td></tr><tr><td>除染シャワー</td><td>43</td></tr></table>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	19	19	5,354	一部事務組合	5	16	896	事 務 委 託		6		計	24	41	6,250	種 類	数量	種 類	数量	陽圧式化学防護服	238	除染剤散布器	33	化学防護服（陽圧以外）	3,049	化学剤検知器	17	放射線防護服	76	ポケット線量計	838	空気呼吸器	1,926	放射線測定器 （空間線量計、表面汚染検査計）	685	除染シャワー	43	(5) 消防機関の応援体制の整備 【常備消防設置状況】（平成29年4月1日現在） <table><tr><th>常備消防の方法</th><th>消防本部の数</th><th>市町の数</th><th>消防職員数</th></tr><tr><td>単 独</td><td>19</td><td>19</td><td>5,111</td></tr><tr><td>一部事務組合</td><td>5</td><td>16</td><td>865</td></tr><tr><td>事 務 委 託</td><td></td><td>6</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>24</td><td>41</td><td>5,976</td></tr></table> 【NBC対応資機材の整備状況】（平成29年4月1日現在） <table><tr><th>種 類</th><th>数量</th><th>種 類</th><th>数量</th></tr><tr><td>陽圧式化学防護服</td><td>233</td><td>除染剤散布機</td><td>31</td></tr><tr><td>化学防護服（陽圧以外）</td><td>3,633</td><td>化学剤検知紙</td><td>67</td></tr><tr><td>放射線防護服</td><td>83</td><td>ポケット線量計</td><td>894</td></tr><tr><td>空気呼吸器</td><td>1,934</td><td rowspan="2">放射線測定器 （空間線量計、表面汚染検査計）</td><td rowspan="2">350</td></tr><tr><td>除染シャワー</td><td>27</td></tr></table>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	19	19	5,111	一部事務組合	5	16	865	事 務 委 託		6		計	24	41	5,976	種 類	数量	種 類	数量	陽圧式化学防護服	233	除染剤散布機	31	化学防護服（陽圧以外）	3,633	化学剤検知紙	67	放射線防護服	83	ポケット線量計	894	空気呼吸器	1,934	放射線測定器 （空間線量計、表面汚染検査計）	350	除染シャワー	27
	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																																																																		
単 独	19	19	5,354																																																																																			
一部事務組合	5	16	896																																																																																			
事 務 委 託		6																																																																																				
計	24	41	6,250																																																																																			
種 類	数量	種 類	数量																																																																																			
陽圧式化学防護服	238	除染剤散布器	33																																																																																			
化学防護服（陽圧以外）	3,049	化学剤検知器	17																																																																																			
放射線防護服	76	ポケット線量計	838																																																																																			
空気呼吸器	1,926	放射線測定器 （空間線量計、表面汚染検査計）	685																																																																																			
除染シャワー	43																																																																																					
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																																																																			
単 独	19	19	5,111																																																																																			
一部事務組合	5	16	865																																																																																			
事 務 委 託		6																																																																																				
計	24	41	5,976																																																																																			
種 類	数量	種 類	数量																																																																																			
陽圧式化学防護服	233	除染剤散布機	31																																																																																			
化学防護服（陽圧以外）	3,633	化学剤検知紙	67																																																																																			
放射線防護服	83	ポケット線量計	894																																																																																			
空気呼吸器	1,934	放射線測定器 （空間線量計、表面汚染検査計）	350																																																																																			
除染シャワー	27																																																																																					
15	(6) 消防団の充実・活性化の推進 【消防団設置状況】（令和7年4月1日現在） <table><tr><th>地 域</th><th>団数</th><th>団員数</th><th>地 域</th><th>団数</th><th>団員数</th></tr><tr><td>神 戸</td><td>10</td><td>3,575</td><td>中 播 磨</td><td>11</td><td>4,307</td></tr><tr><td>阪 神 南</td><td>3</td><td>1,534</td><td>西 播 磨</td><td>7</td><td>4,645</td></tr><tr><td>阪 神 北</td><td>5</td><td>1,643</td><td>但 馬</td><td>10</td><td>5,093</td></tr><tr><td>東 播 磨</td><td>5</td><td>3,652</td><td>丹 波</td><td>2</td><td>2,830</td></tr><tr><td>北 播 磨</td><td>6</td><td>5,600</td><td>淡 路</td><td>3</td><td>4,415</td></tr><tr><td colspan="3">合 計</td><td>62</td><td colspan="2">37,294</td></tr></table>	地 域	団数	団員数	地 域	団数	団員数	神 戸	10	3,575	中 播 磨	11	4,307	阪 神 南	3	1,534	西 播 磨	7	4,645	阪 神 北	5	1,643	但 馬	10	5,093	東 播 磨	5	3,652	丹 波	2	2,830	北 播 磨	6	5,600	淡 路	3	4,415	合 計			62	37,294		(6) 消防団の充実・活性化の推進 【消防団設置状況】（平成29年4月1日現在） <table><tr><th>地 域</th><th>団数</th><th>団員数</th><th>地 域</th><th>団数</th><th>団員数</th></tr><tr><td>神 戸</td><td>10</td><td>3,779</td><td>中 播 磨</td><td>11</td><td>4,858</td></tr><tr><td>阪 神 南</td><td>3</td><td>1,719</td><td>西 播 磨</td><td>7</td><td>5,850</td></tr><tr><td>阪 神 北</td><td>5</td><td>1,785</td><td>但 馬</td><td>10</td><td>6,029</td></tr><tr><td>東 播 磨</td><td>5</td><td>4,081</td><td>丹 波</td><td>2</td><td>2,907</td></tr><tr><td>北 播 磨</td><td>6</td><td>6,521</td><td>淡 路</td><td>3</td><td>4,897</td></tr><tr><td colspan="3">合 計</td><td>62</td><td colspan="2">42,426</td></tr></table>	地 域	団数	団員数	地 域	団数	団員数	神 戸	10	3,779	中 播 磨	11	4,858	阪 神 南	3	1,719	西 播 磨	7	5,850	阪 神 北	5	1,785	但 馬	10	6,029	東 播 磨	5	4,081	丹 波	2	2,907	北 播 磨	6	6,521	淡 路	3	4,897	合 計			62	42,426	
	地 域	団数	団員数	地 域	団数	団員数																																																																																
神 戸	10	3,575	中 播 磨	11	4,307																																																																																	
阪 神 南	3	1,534	西 播 磨	7	4,645																																																																																	
阪 神 北	5	1,643	但 馬	10	5,093																																																																																	
東 播 磨	5	3,652	丹 波	2	2,830																																																																																	
北 播 磨	6	5,600	淡 路	3	4,415																																																																																	
合 計			62	37,294																																																																																		
地 域	団数	団員数	地 域	団数	団員数																																																																																	
神 戸	10	3,779	中 播 磨	11	4,858																																																																																	
阪 神 南	3	1,719	西 播 磨	7	5,850																																																																																	
阪 神 北	5	1,785	但 馬	10	6,029																																																																																	
東 播 磨	5	4,081	丹 波	2	2,907																																																																																	
北 播 磨	6	6,521	淡 路	3	4,897																																																																																	
合 計			62	42,426																																																																																		
16	【市町防災行政無線等の整備状況】 <table><tr><th colspan="2"></th><th>整備数</th><th>整備率</th></tr><tr><td rowspan="4">同報系</td><td>防災行政無線</td><td>33市町</td><td>80.5%</td></tr><tr><td>その他同報系</td><td>28市町</td><td>68.2%</td></tr><tr><td>ひょうご防災ネット</td><td>41市町</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>全体(重複除く)</td><td>41市町</td><td>100.0%</td></tr><tr><td rowspan="3">移動系</td><td>防災行政無線</td><td>18市町</td><td>43.9%</td></tr><tr><td>その他同報系</td><td>2市町</td><td>4.8%</td></tr><tr><td>全体(重複除く)</td><td>20市町</td><td>48.7%</td></tr></table>			整備数	整備率	同報系	防災行政無線	33市町	80.5%	その他同報系	28市町	68.2%	ひょうご防災ネット	41市町	100.0%	全体(重複除く)	41市町	100.0%	移動系	防災行政無線	18市町	43.9%	その他同報系	2市町	4.8%	全体(重複除く)	20市町	48.7%	【市町防災行政無線の整備率】 <table><tr><th colspan="2">A</th><th>整備済</th><th>未整備</th><th>合計</th></tr><tr><td rowspan="4">B</td><td></td><td>28市町 (68.3%)</td><td>13市町 (31.7%)</td><td>41市町 (100%)</td></tr><tr><td>整備済</td><td>39市町 (95.1%)</td><td>26市町 (63.4%)</td><td>13市町 (31.7%)</td></tr><tr><td>未整備</td><td>2市町 (4.9%)</td><td>2市町 (4.9%)</td><td>0市町 (0%)</td></tr><tr><td>合計</td><td>41市町 (100%)</td><td></td><td></td></tr></table>	A		整備済	未整備	合計	B		28市町 (68.3%)	13市町 (31.7%)	41市町 (100%)	整備済	39市町 (95.1%)	26市町 (63.4%)	13市町 (31.7%)	未整備	2市町 (4.9%)	2市町 (4.9%)	0市町 (0%)	合計	41市町 (100%)																																					
			整備数	整備率																																																																																		
同報系	防災行政無線	33市町	80.5%																																																																																			
	その他同報系	28市町	68.2%																																																																																			
	ひょうご防災ネット	41市町	100.0%																																																																																			
	全体(重複除く)	41市町	100.0%																																																																																			
移動系	防災行政無線	18市町	43.9%																																																																																			
	その他同報系	2市町	4.8%																																																																																			
	全体(重複除く)	20市町	48.7%																																																																																			
A		整備済	未整備	合計																																																																																		
B		28市町 (68.3%)	13市町 (31.7%)	41市町 (100%)																																																																																		
	整備済	39市町 (95.1%)	26市町 (63.4%)	13市町 (31.7%)																																																																																		
	未整備	2市町 (4.9%)	2市町 (4.9%)	0市町 (0%)																																																																																		
	合計	41市町 (100%)																																																																																				

番号	新	旧																																																								
17	② 主な機能 <table><tr><th>名 称</th><th>武力攻撃事態等において活用する機能</th></tr><tr><td>情報収集システム</td><td>・市町、消防、警察等から災害情報を入手 ・ヘリテレの映像を入手 ・神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市、芦屋市、高砂市、宍粟市から高所監視カメラの映像を入手 ・SNS情報を入手</td></tr><tr><td>危機管理システム</td><td>・ポップアップシステム ・活動状況等をデータベースとして記録・管理 ・物資情報を管理 ・対応状況等を時系列で管理（クロノロジー）</td></tr><tr><td>災害情報システム</td><td>・被害・活動状況の報告・共有</td></tr><tr><td>地理情報システム</td><td>・被害状況等を防災端末などから入力 ・災害情報システム、映像・文字情報システム等とリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示</td></tr><tr><td>映像・文字情報システム</td><td>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示</td></tr><tr><td>ネットワークシステム</td><td>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線等により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ</td></tr><tr><td>バックアップセンター</td><td>・県立広域防災センターにバックアップセンターを設置し、主サーバーに障害が発生した場合でも安定稼働を実現</td></tr><tr><td>災害対応支援システム</td><td>・タイムライン機能、ダッシュボード機能により、初動対応や意思決定等を支援</td></tr></table>	名 称	武力攻撃事態等において活用する機能	情報収集システム	・市町、消防、警察等から災害情報を入手 ・ヘリテレの映像を入手 ・神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市、芦屋市、高砂市、宍粟市から高所監視カメラの映像を入手 ・SNS情報を入手	危機管理システム	・ポップアップシステム ・活動状況等をデータベースとして記録・管理 ・物資情報を管理 ・対応状況等を時系列で管理（クロノロジー）	災害情報システム	・被害・活動状況の報告・共有	地理情報システム	・被害状況等を防災端末などから入力 ・災害情報システム、映像・文字情報システム等とリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示	映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示	ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線等により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ	バックアップセンター	・県立広域防災センターにバックアップセンターを設置し、主サーバーに障害が発生した場合でも安定稼働を実現	災害対応支援システム	・タイムライン機能、ダッシュボード機能により、初動対応や意思決定等を支援	② 主な機能 <table><tr><th>名 称</th><th>武力攻撃事態等において活用する機能</th></tr><tr><td>情報収集システム</td><td>・市町、消防、警察等から災害情報を入手 ・ヘリテレの映像を入手 ・神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市、芦屋市、高砂市、宍粟市から高所監視カメラの映像を入手</td></tr><tr><td>危機管理システム</td><td>・ポップアップシステム ・活動状況をデータベースとして記録・管理 ・物資情報を管理</td></tr><tr><td>災害情報システム</td><td>・被害・活動状況の報告・共有</td></tr><tr><td>地理情報システム</td><td>・被害状況等を防災端末から入力 ・災害情報システム、映像情報システム等とリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示</td></tr><tr><td>映像・文字情報システム</td><td>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示</td></tr><tr><td>ネットワークシステム</td><td>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ</td></tr><tr><td>バックアップセンター</td><td>・県立広域防災センターにバックアップセンターを設置し、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、危機管理システム等の重要機能を代替</td></tr><tr><td>災害対応支援システム</td><td>・活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。</td></tr></table>	名 称	武力攻撃事態等において活用する機能	情報収集システム	・市町、消防、警察等から災害情報を入手 ・ヘリテレの映像を入手 ・神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市、芦屋市、高砂市、宍粟市から高所監視カメラの映像を入手	危機管理システム	・ポップアップシステム ・活動状況をデータベースとして記録・管理 ・物資情報を管理	災害情報システム	・被害・活動状況の報告・共有	地理情報システム	・被害状況等を防災端末から入力 ・災害情報システム、映像情報システム等とリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示	映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示	ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ	バックアップセンター	・県立広域防災センターにバックアップセンターを設置し、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、危機管理システム等の重要機能を代替	災害対応支援システム	・活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。																				
	名 称	武力攻撃事態等において活用する機能																																																								
情報収集システム	・市町、消防、警察等から災害情報を入手 ・ヘリテレの映像を入手 ・神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市、芦屋市、高砂市、宍粟市から高所監視カメラの映像を入手 ・SNS情報を入手																																																									
危機管理システム	・ポップアップシステム ・活動状況等をデータベースとして記録・管理 ・物資情報を管理 ・対応状況等を時系列で管理（クロノロジー）																																																									
災害情報システム	・被害・活動状況の報告・共有																																																									
地理情報システム	・被害状況等を防災端末などから入力 ・災害情報システム、映像・文字情報システム等とリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示																																																									
映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示																																																									
ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線等により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ																																																									
バックアップセンター	・県立広域防災センターにバックアップセンターを設置し、主サーバーに障害が発生した場合でも安定稼働を実現																																																									
災害対応支援システム	・タイムライン機能、ダッシュボード機能により、初動対応や意思決定等を支援																																																									
名 称	武力攻撃事態等において活用する機能																																																									
情報収集システム	・市町、消防、警察等から災害情報を入手 ・ヘリテレの映像を入手 ・神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市、芦屋市、高砂市、宍粟市から高所監視カメラの映像を入手																																																									
危機管理システム	・ポップアップシステム ・活動状況をデータベースとして記録・管理 ・物資情報を管理																																																									
災害情報システム	・被害・活動状況の報告・共有																																																									
地理情報システム	・被害状況等を防災端末から入力 ・災害情報システム、映像情報システム等とリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示																																																									
映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示																																																									
ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ																																																									
バックアップセンター	・県立広域防災センターにバックアップセンターを設置し、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、危機管理システム等の重要機能を代替																																																									
災害対応支援システム	・活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。																																																									
18	(4) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用 【ヘリコプター臨時離着陸場適地指定数】（令和8年2月1日現在） <table><tr><th>地 域</th><th>指定数</th><th>地 域</th><th>指定数</th></tr><tr><td>神 戸</td><td>25</td><td>中 播 磨</td><td>33</td></tr><tr><td>阪 神 南</td><td>16</td><td>西 播 磨</td><td>36</td></tr><tr><td>阪 神 北</td><td>30</td><td>但 馬</td><td>36</td></tr><tr><td>東 播 磨</td><td>21</td><td>丹 波</td><td>25</td></tr><tr><td>北 播 磨</td><td>27</td><td>淡 路</td><td>27</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td colspan="2">276</td></tr></table>	地 域	指定数	地 域	指定数	神 戸	25	中 播 磨	33	阪 神 南	16	西 播 磨	36	阪 神 北	30	但 馬	36	東 播 磨	21	丹 波	25	北 播 磨	27	淡 路	27	合 計		276		(4) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用 【ヘリコプター臨時離着陸場適地指定数】（平成29年2月1日現在） <table><tr><th>地 域</th><th>指定数</th><th>地 域</th><th>指定数</th></tr><tr><td>神 戸</td><td>27</td><td>中 播 磨</td><td>27</td></tr><tr><td>阪 神 南</td><td>15</td><td>西 播 磨</td><td>37</td></tr><tr><td>阪 神 北</td><td>24</td><td>但 馬</td><td>40</td></tr><tr><td>東 播 磨</td><td>19</td><td>丹 波</td><td>22</td></tr><tr><td>北 播 磨</td><td>27</td><td>淡 路</td><td>26</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td colspan="2">264</td></tr></table>	地 域	指定数	地 域	指定数	神 戸	27	中 播 磨	27	阪 神 南	15	西 播 磨	37	阪 神 北	24	但 馬	40	東 播 磨	19	丹 波	22	北 播 磨	27	淡 路	26	合 計		264	
	地 域	指定数	地 域	指定数																																																						
神 戸	25	中 播 磨	33																																																							
阪 神 南	16	西 播 磨	36																																																							
阪 神 北	30	但 馬	36																																																							
東 播 磨	21	丹 波	25																																																							
北 播 磨	27	淡 路	27																																																							
合 計		276																																																								
地 域	指定数	地 域	指定数																																																							
神 戸	27	中 播 磨	27																																																							
阪 神 南	15	西 播 磨	37																																																							
阪 神 北	24	但 馬	40																																																							
東 播 磨	19	丹 波	22																																																							
北 播 磨	27	淡 路	26																																																							
合 計		264																																																								

番号	新	旧
19	【災害救急医療システム概念図】 災害救急医療情報システム参加機関 災害救急医療情報システム回線 その他情報網 指令・要請 兵庫県災害医療センター 災害救急医療情報指令センター 災害医療情報の収集・提供 災害医療の指令 DMAT・救護班の派遣・受け入れ 救命救急センター 救命救急医療の提供 研修・訓練 災害医療研修 備蓄 医療資機材・医薬品等の備蓄 他府県 他府県情報センター 二次医療圏等 災害医療圏域 市町対策本部 地域医師会等 地元消防本部 地域保健医療情報センター 診療応需情報の把握 患者搬送・転送の指示・要請 医療スタッフの派遣 災害拠点病院 災害救急医療情報システム参加医療機関	【災害救急医療システム概念図】 災害救急医療情報システム参加機関 災害救急医療情報システム回線 その他情報網 指令・要請 兵庫県災害医療センター 災害救急医療情報指令センター 災害医療情報の収集・提供 災害医療の指令 救護班の派遣・受け入れ 救命救急センター 救命救急医療の提供 研修・訓練 災害医療研修 備蓄 医療資器材・医薬品等の備蓄 他府県 他府県情報センター 二次医療圏 二次医療圏域 市町災害対策本部 市町対策本部 地元消防本部 地域医療情報センター 診療応需情報の把握 患者搬送・転送の指示・要請 医療スタッフの派遣 災害拠点病院 災害救急医療情報システム参加医療機関

番号		新					旧						
20	【災害拠点病院】 (令和8年4月1日現在)					【災害拠点病院】							
	区 分	圏域名	病 院 名	開設者	備 考	区 分	圏域名	病 院 名	開設者	備 考			
	基 幹	全 県	兵庫県災害医療センター 神戸赤十字病院	兵庫県 日本赤十字社	救命救急センター (災害医療センター)	基 幹	全 県	兵庫県災害医療センター 神戸赤十字病院	兵庫県 日本赤十字社	救命救急センター (災害医療センター)			
	地 域	神 戸	神戸大学医学部附属病院	国立大学法人	救命救急センター	神 戸	神戸大学医学部附属病院	国立大学法人		神 戸	神戸市立医療センター中央 市民病院	地方独立行政法人 神戸市民病院機構	救命救急センター
			神戸市立医療センター中央 市民病院	地方独立行政法人 神戸市民病院機構	救命救急センター								
		阪神南	兵庫医科大学病院	学校法人	救命救急センター	阪神南	兵庫医科大学病院	学校法人	救命救急センター	阪神南	県立西宮病院	兵庫県	救命救急センター
			県立西宮病院	兵庫県	救命救急センター			県立尼崎総合医療センター	兵庫県			救命救急センター	
			県立尼崎総合医療センター	兵庫県	救命救急センター								
		阪神北	宝塚市立病院	宝塚市		阪神北	宝塚市立病院	宝塚市		阪神北	宝塚市立病院	宝塚市	
		東播磨	県立加古川医療センター	兵庫県	救命救急センター	東播磨	県立加古川医療センター	兵庫県	救命救急センター	北播磨	西脇市立西脇病院	西脇市	
			加古川中央市民病院	加古川市				姫路市立西脇病院	西脇市				
		北播磨	西脇市立西脇病院	西脇市		中播磨	県立姫路循環器病センター	兵庫県	救命救急センター	中播磨	姫路赤十字病院	日本赤十字社	
			中播磨	県立はりま姫路総合医療センター	兵庫県			救命救急センター	姫路赤十字病院			日本赤十字社	
				姫路赤十字病院	日本赤十字社							姫路医療センター	独立行政法人 国立病院機構
		西播磨	赤穂市民病院	赤穂市		西播磨	赤穂市民病院	赤穂市		但 馬	公立豊岡病院	公立豊岡病院組合	救命救急センター
			赤穂中央病院	医療法人				公立八鹿病院	公立八鹿病院組合				
		但 馬	公立豊岡病院	公立豊岡病院組合	救命救急センター	但 馬	公立八鹿病院	公立八鹿病院組合		丹 波	県立丹波医療センター	兵庫県	
			公立八鹿病院	公立八鹿病院組合				淡 路	県立淡路医療センター			兵庫県	救命救急センター
		丹 波	県立丹波医療センター	兵庫県		淡 路	県立淡路医療センター	兵庫県	救命救急センター				
			淡 路	県立淡路医療センター	兵庫県			救命救急センター					
21		1 食料 ② 目標数量					1 食料 ② 目標数量						
		県民による備蓄	行政による備蓄				県民による備蓄	行政による備蓄					
21			市町	県				市町	県				
	コミュニティ域又は小 中学校区レベル	1人3日分※ (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)			コミュニティ域又は小 中学校区レベル	1人3日分 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)					
	市町域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)			市町域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)					
	広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)		広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)				
	合計	3日分	2日分	1日分		合計	3日分	2日分	1日分				
※可能な限り1週間分程度の備えをめざす。 (注) 矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。					(注) 矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。								

番号	新	旧																																
22	③ 品目 <table><tr><th>区 分</th><th>特に重要な品目例</th><th>備 考</th></tr><tr><td>寝具</td><td>毛布 ほか</td><td rowspan="6">具体的な品目、調達先等については、資料編に掲載</td></tr><tr><td>外衣・肌着</td><td>下着 ほか</td></tr><tr><td>身の回り品</td><td>タオル ほか</td></tr><tr><td>炊事道具・食器</td><td>哺乳瓶 ほか</td></tr><tr><td>日用品</td><td>トイレットペーパー、ポリタンク、生理用品、紙おむつ、<u>大人用おむつ、土のう袋、仮設トイレ、電動簡易トイレ、携帯トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパー</u> ほか</td></tr><tr><td>光熱材料等</td><td><u>小型</u>エンジン発動機、卓上コンロ・ボンベ、<u>懐中電灯</u> ほか</td></tr></table> ※ この他の生活必需物資や復旧用物資等については、あらかじめ調達先を確認するよう努める<u>こと</u>とする。	区 分	特に重要な品目例	備 考	寝具	毛布 ほか	具体的な品目、調達先等については、資料編に掲載	外衣・肌着	下着 ほか	身の回り品	タオル ほか	炊事道具・食器	哺乳瓶 ほか	日用品	トイレットペーパー、ポリタンク、生理用品、紙おむつ、 <u>大人用おむつ、土のう袋、仮設トイレ、電動簡易トイレ、携帯トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパー</u> ほか	光熱材料等	<u>小型</u> エンジン発動機、卓上コンロ・ボンベ、 <u>懐中電灯</u> ほか	(3) 品目 <table><tr><th>区 分</th><th>特に重要な品目例</th><th>備 考</th></tr><tr><td>寝具</td><td>毛布 ほか</td><td rowspan="6">具体的な品目、調達先等については、資料編に掲載</td></tr><tr><td>外衣・肌着</td><td>下着 ほか</td></tr><tr><td>身の回り品</td><td>タオル ほか</td></tr><tr><td>炊事道具・食器</td><td>哺乳瓶 ほか</td></tr><tr><td>日用品</td><td>トイレットペーパー、ポリタンク、生理用品、紙おむつ ほか</td></tr><tr><td>光熱材料等</td><td>エンジン発動機、卓上コンロ・ボンベ ほか</td></tr></table> ※ この他の生活必需物資や復旧用物資等については、あらかじめ調達先を確認するよう努める<u>もの</u>とする。	区 分	特に重要な品目例	備 考	寝具	毛布 ほか	具体的な品目、調達先等については、資料編に掲載	外衣・肌着	下着 ほか	身の回り品	タオル ほか	炊事道具・食器	哺乳瓶 ほか	日用品	トイレットペーパー、ポリタンク、生理用品、紙おむつ ほか	光熱材料等	エンジン発動機、卓上コンロ・ボンベ ほか
区 分	特に重要な品目例	備 考																																
寝具	毛布 ほか	具体的な品目、調達先等については、資料編に掲載																																
外衣・肌着	下着 ほか																																	
身の回り品	タオル ほか																																	
炊事道具・食器	哺乳瓶 ほか																																	
日用品	トイレットペーパー、ポリタンク、生理用品、紙おむつ、 <u>大人用おむつ、土のう袋、仮設トイレ、電動簡易トイレ、携帯トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパー</u> ほか																																	
光熱材料等	<u>小型</u> エンジン発動機、卓上コンロ・ボンベ、 <u>懐中電灯</u> ほか																																	
区 分	特に重要な品目例	備 考																																
寝具	毛布 ほか	具体的な品目、調達先等については、資料編に掲載																																
外衣・肌着	下着 ほか																																	
身の回り品	タオル ほか																																	
炊事道具・食器	哺乳瓶 ほか																																	
日用品	トイレットペーパー、ポリタンク、生理用品、紙おむつ ほか																																	
光熱材料等	エンジン発動機、卓上コンロ・ボンベ ほか																																	
23	③ 品目 <table><tr><th>区 分</th><th>必要な物資・衛生資材等</th></tr><tr><td><u>感染症対策用衛生物資等</u></td><td><u>消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク*、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など</u></td></tr><tr><td><u>健康管理用資材等</u></td><td><u>非接触型体温計* など</u></td></tr><tr><td><u>運営スタッフ防護用物資等</u></td><td><u>マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード* など</u></td></tr><tr><td><u>避難所運営用資材等</u></td><td><u>間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド*含む）、受付用パーティション*、換気設備、除菌・滅菌装置*、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など</u></td></tr></table> <u>*県で備蓄する衛生物資</u>	区 分	必要な物資・衛生資材等	<u>感染症対策用衛生物資等</u>	<u>消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク*、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など</u>	<u>健康管理用資材等</u>	<u>非接触型体温計* など</u>	<u>運営スタッフ防護用物資等</u>	<u>マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード* など</u>	<u>避難所運営用資材等</u>	<u>間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド*含む）、受付用パーティション*、換気設備、除菌・滅菌装置*、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など</u>	<u>（新設）</u>																						
区 分	必要な物資・衛生資材等																																	
<u>感染症対策用衛生物資等</u>	<u>消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク*、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル など</u>																																	
<u>健康管理用資材等</u>	<u>非接触型体温計* など</u>																																	
<u>運営スタッフ防護用物資等</u>	<u>マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード* など</u>																																	
<u>避難所運営用資材等</u>	<u>間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド*含む）、受付用パーティション*、換気設備、除菌・滅菌装置*、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など</u>																																	
24	(1) 品目 <table><tr><th>区 分</th><th>期 間</th><th>主な医薬品等</th></tr><tr><td><u>緊急処置用</u></td><td><u>発災後 3 日間</u></td><td><u>輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等</u></td></tr><tr><td><u>急性疾患用</u></td><td><u>3 日目以降</u></td><td><u>風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等</u></td></tr><tr><td><u>慢性疾患用</u></td><td><u>避難所の長期化</u></td><td><u>糖尿病、高血圧等への対応</u></td></tr></table> <u>※ 県、市町等は、特に、発災後 3 日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保を行うこととする。</u>	区 分	期 間	主な医薬品等	<u>緊急処置用</u>	<u>発災後 3 日間</u>	<u>輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等</u>	<u>急性疾患用</u>	<u>3 日目以降</u>	<u>風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等</u>	<u>慢性疾患用</u>	<u>避難所の長期化</u>	<u>糖尿病、高血圧等への対応</u>	<u>（新設）</u>																				
区 分	期 間	主な医薬品等																																
<u>緊急処置用</u>	<u>発災後 3 日間</u>	<u>輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤 等</u>																																
<u>急性疾患用</u>	<u>3 日目以降</u>	<u>風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤 等</u>																																
<u>慢性疾患用</u>	<u>避難所の長期化</u>	<u>糖尿病、高血圧等への対応</u>																																

番号	新	旧																																																																																																					
25	③ 組織構成 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">職 名</th></tr><tr><td>会 長</td><td colspan="2">防災監</td></tr><tr><td>副会長</td><td colspan="2">危機管理部長、危機管理部次長（2名）</td></tr><tr><td rowspan="17">構成員</td><td>総 務 部</td><td colspan="2">総務課長、広報広聴課長</td></tr><tr><td>企 画 部</td><td colspan="2">総務課長</td></tr><tr><td>財 務 部</td><td colspan="2">総務課長</td></tr><tr><td>県民生活部</td><td colspan="2">総務課長</td></tr><tr><td>危機管理部</td><td colspan="2">総務課長、広域防災官、災害対策課長、消防保安課長</td></tr><tr><td>福 祉 部</td><td colspan="2">総務課長</td></tr><tr><td>保健医療部</td><td colspan="2">総務課長</td></tr><tr><td>産業労働部</td><td colspan="2">総務課長</td></tr><tr><td>農林水産部</td><td colspan="2">総務課長</td></tr><tr><td>環 境 部</td><td colspan="2">総務課長</td></tr><tr><td>土 木 部</td><td colspan="2">総務課長</td></tr><tr><td>まちづくり部</td><td colspan="2">総務課長</td></tr><tr><td>出 納 局</td><td colspan="2">会計課長</td></tr><tr><td>企 業 庁</td><td colspan="2">総務課長</td></tr><tr><td>病 院 局</td><td colspan="2">企画課長</td></tr><tr><td>教育委員会</td><td colspan="2">総務課長</td></tr><tr><td>警 察 本 部</td><td colspan="2">警備課長</td></tr></table> ※その他、状況に応じて防災監が指名する者	区 分	職 名		会 長	防災監		副会長	危機管理部長、危機管理部次長（2名）		構成員	総 務 部	総務課長、広報広聴課長		企 画 部	総務課長		財 務 部	総務課長		県民生活部	総務課長		危機管理部	総務課長、広域防災官、災害対策課長、消防保安課長		福 祉 部	総務課長		保健医療部	総務課長		産業労働部	総務課長		農林水産部	総務課長		環 境 部	総務課長		土 木 部	総務課長		まちづくり部	総務課長		出 納 局	会計課長		企 業 庁	総務課長		病 院 局	企画課長		教育委員会	総務課長		警 察 本 部	警備課長		③ 組織構成 <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">職 名</th></tr><tr><td>会 長</td><td colspan="2">防災監</td></tr><tr><td>副会長</td><td colspan="2">防災企画局長、災害対策局長</td></tr><tr><td rowspan="11">構成員</td><td>企画県民部</td><td colspan="2">広報戦略課長、総務課長、防災企画課長、広域企画室長、災害対策課長、消防課長</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td colspan="2">社会福祉課長</td></tr><tr><td>産業労働部</td><td colspan="2">産業政策課長</td></tr><tr><td>農政環境部</td><td colspan="2">総務課長</td></tr><tr><td>県土整備部</td><td colspan="2">総務課長</td></tr><tr><td>出 納 局</td><td colspan="2">会計課長</td></tr><tr><td>企 業 庁</td><td colspan="2">総務課長</td></tr><tr><td>病 院 局</td><td colspan="2">企画課長</td></tr><tr><td>教育委員会</td><td colspan="2">総務課長</td></tr><tr><td>警 察 本 部</td><td colspan="2">警備課長</td></tr></table> ※その他、状況に応じて防災監が指名する者	区 分	職 名		会 長	防災監		副会長	防災企画局長、災害対策局長		構成員	企画県民部	広報戦略課長、総務課長、防災企画課長、広域企画室長、災害対策課長、消防課長		健康福祉部	社会福祉課長		産業労働部	産業政策課長		農政環境部	総務課長		県土整備部	総務課長		出 納 局	会計課長		企 業 庁	総務課長		病 院 局	企画課長		教育委員会	総務課長		警 察 本 部	警備課長	
	区 分	職 名																																																																																																					
会 長	防災監																																																																																																						
副会長	危機管理部長、危機管理部次長（2名）																																																																																																						
構成員	総 務 部	総務課長、広報広聴課長																																																																																																					
	企 画 部	総務課長																																																																																																					
	財 務 部	総務課長																																																																																																					
	県民生活部	総務課長																																																																																																					
	危機管理部	総務課長、広域防災官、災害対策課長、消防保安課長																																																																																																					
	福 祉 部	総務課長																																																																																																					
	保健医療部	総務課長																																																																																																					
	産業労働部	総務課長																																																																																																					
	農林水産部	総務課長																																																																																																					
	環 境 部	総務課長																																																																																																					
	土 木 部	総務課長																																																																																																					
	まちづくり部	総務課長																																																																																																					
	出 納 局	会計課長																																																																																																					
	企 業 庁	総務課長																																																																																																					
	病 院 局	企画課長																																																																																																					
	教育委員会	総務課長																																																																																																					
	警 察 本 部	警備課長																																																																																																					
区 分	職 名																																																																																																						
会 長	防災監																																																																																																						
副会長	防災企画局長、災害対策局長																																																																																																						
構成員	企画県民部	広報戦略課長、総務課長、防災企画課長、広域企画室長、災害対策課長、消防課長																																																																																																					
	健康福祉部	社会福祉課長																																																																																																					
	産業労働部	産業政策課長																																																																																																					
	農政環境部	総務課長																																																																																																					
	県土整備部	総務課長																																																																																																					
	出 納 局	会計課長																																																																																																					
	企 業 庁	総務課長																																																																																																					
	病 院 局	企画課長																																																																																																					
	教育委員会	総務課長																																																																																																					
	警 察 本 部	警備課長																																																																																																					
	26	① 組織構成（法28） <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">職 名</th></tr><tr><td>本 部 長</td><td colspan="2">知事</td></tr><tr><td>副本部長</td><td colspan="2">副知事、防災監</td></tr><tr><td>本 部 員</td><td colspan="2">理事、技監、会計管理者、各部長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長</td></tr><tr><td>参 与</td><td colspan="2">県対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議に参与として、県職員以外の者を出席させることができる。 ・自衛隊員（法28Ⅶ） ・指定地方行政機関その他の国の職員（法28Ⅵ） ・電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者、運送事業者その他の指定公共機関等の職員（法28Ⅵ）</td></tr></table>	区 分	職 名		本 部 長	知事		副本部長	副知事、防災監		本 部 員	理事、技監、会計管理者、各部長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長		参 与	県対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議に参与として、県職員以外の者を出席させることができる。 ・自衛隊員（法28Ⅶ） ・指定地方行政機関その他の国の職員（法28Ⅵ） ・電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者、運送事業者その他の指定公共機関等の職員（法28Ⅵ）		① 組織構成（法28） <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">職 名</th></tr><tr><td>本 部 長</td><td colspan="2">知事</td></tr><tr><td>副本部長</td><td colspan="2">副知事、防災監（兼事務局統括）</td></tr><tr><td>本 部 員</td><td colspan="2">理事、技監、会計管理者、各部長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長</td></tr><tr><td>参 与</td><td colspan="2">県対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議に参与として、県職員以外の者を出席させることができる。 ・自衛隊員（法28Ⅶ） ・指定地方行政機関その他の国の職員（法28Ⅵ） ・電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者、運送事業者その他の指定公共機関等の職員（法28Ⅵ）</td></tr></table>	区 分	職 名		本 部 長	知事		副本部長	副知事、防災監（兼事務局統括）		本 部 員	理事、技監、会計管理者、各部長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長		参 与	県対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議に参与として、県職員以外の者を出席させることができる。 ・自衛隊員（法28Ⅶ） ・指定地方行政機関その他の国の職員（法28Ⅵ） ・電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者、運送事業者その他の指定公共機関等の職員（法28Ⅵ）																																																																							
区 分		職 名																																																																																																					
本 部 長	知事																																																																																																						
副本部長	副知事、防災監																																																																																																						
本 部 員	理事、技監、会計管理者、各部長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長																																																																																																						
参 与	県対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議に参与として、県職員以外の者を出席させることができる。 ・自衛隊員（法28Ⅶ） ・指定地方行政機関その他の国の職員（法28Ⅵ） ・電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者、運送事業者その他の指定公共機関等の職員（法28Ⅵ）																																																																																																						
区 分	職 名																																																																																																						
本 部 長	知事																																																																																																						
副本部長	副知事、防災監（兼事務局統括）																																																																																																						
本 部 員	理事、技監、会計管理者、各部長、公営企業管理者、病院事業管理者、教育長、警察本部長																																																																																																						
参 与	県対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議に参与として、県職員以外の者を出席させることができる。 ・自衛隊員（法28Ⅶ） ・指定地方行政機関その他の国の職員（法28Ⅵ） ・電気事業者、ガス事業者、電気通信事業者、運送事業者その他の指定公共機関等の職員（法28Ⅵ）																																																																																																						

番号	新	旧																																																				
27	② 各部の機能	② 各部の機能																																																				
	<table><tr><th>部</th><th>主 な 分 掌 事 務</th></tr><tr><td><u>総 務 部</u></td><td>報道機関との連絡調整、広聴、県内外自治体からの人的支援、国会中央諸官庁その他関係方面との連絡、職員及び家族の被災状況の把握と安否情報の提供、本庁舎の整備 など</td></tr><tr><td><u>企 画 部</u></td><td>国会・政府に対する陳情要望事項 など</td></tr><tr><td><u>財 務 部</u></td><td>県税の各種減免措置の指導、災害に関する予算措置、被災市町の行財政運営の調査助言 など</td></tr><tr><td><u>県民生活部</u></td><td>災害ボランティア、被災地における物価の安定 など</td></tr><tr><td><u>福 祉 部</u></td><td>被災高齢者・障害者の応急支援対策、社会福祉施設等の被害状況調査及び応急対策 など</td></tr><tr><td><u>保健医療部</u></td><td>医療・助産の確保、災害医療用医薬品・衛生材料の調達及びあっせん、遺体処置・埋葬、医療施設・毒劇物等関連施設等の被害状況調査及び応急対策、保健師・栄養士等保健関係者の応援、赤十字標章の交付等 など</td></tr><tr><td>産業労働部</td><td>外国人県民等への対応、生活必需物資の流通確保、海外からの救援、商工業関係の被害状況調査、災害特別融資 など</td></tr><tr><td><u>農林水産部</u></td><td>応急救助用食料の確保・供給、生鮮食料品の流通応急対策、災害対策用木材等の調達及びあっせん、農地・農業用施設、漁港及び海岸等の被害状況調査及び応急対策 など</td></tr><tr><td><u>環 境 部</u></td><td>災害廃棄物及び災害時における廃棄物 など</td></tr><tr><td><u>土 木 部</u></td><td>陸上輸送手段のあっせん、緊急輸送路の確保、建設資機材等のあっせん、空港・港湾等の被害状況調査及び応急対策 など</td></tr><tr><td><u>まちづくり部</u></td><td>応急仮設住宅の供給支援、県営住宅等の被害状況調査及び応急対策 など</td></tr><tr><td>出 納 部 (出納局)</td><td>災害対策用諸物資等の調達・契約及び検収、災害関係費支出の審査及び支払い など</td></tr><tr><td>公営企業部 (企 業 庁)</td><td>飲料水の供給、医療用水の確保、水道施設等の所管施設に関する被害状況調査及び応急対策 など</td></tr></table>	部	主 な 分 掌 事 務	<u>総 務 部</u>	報道機関との連絡調整、広聴、県内外自治体からの人的支援、国会中央諸官庁その他関係方面との連絡、職員及び家族の被災状況の把握と安否情報の提供、本庁舎の整備 など	<u>企 画 部</u>	国会・政府に対する陳情要望事項 など	<u>財 務 部</u>	県税の各種減免措置の指導、災害に関する予算措置、被災市町の行財政運営の調査助言 など	<u>県民生活部</u>	災害ボランティア、被災地における物価の安定 など	<u>福 祉 部</u>	被災高齢者・障害者の応急支援対策、社会福祉施設等の被害状況調査及び応急対策 など	<u>保健医療部</u>	医療・助産の確保、災害医療用医薬品・衛生材料の調達及びあっせん、遺体処置・埋葬、医療施設・毒劇物等関連施設等の被害状況調査及び応急対策、保健師・栄養士等保健関係者の応援、赤十字標章の交付等 など	産業労働部	外国人県民等への対応、生活必需物資の流通確保、海外からの救援、商工業関係の被害状況調査、災害特別融資 など	<u>農林水産部</u>	応急救助用食料の確保・供給、生鮮食料品の流通応急対策、災害対策用木材等の調達及びあっせん、農地・農業用施設、漁港及び海岸等の被害状況調査及び応急対策 など	<u>環 境 部</u>	災害廃棄物及び災害時における廃棄物 など	<u>土 木 部</u>	陸上輸送手段のあっせん、緊急輸送路の確保、建設資機材等のあっせん、空港・港湾等の被害状況調査及び応急対策 など	<u>まちづくり部</u>	応急仮設住宅の供給支援、県営住宅等の被害状況調査及び応急対策 など	出 納 部 (出納局)	災害対策用諸物資等の調達・契約及び検収、災害関係費支出の審査及び支払い など	公営企業部 (企 業 庁)	飲料水の供給、医療用水の確保、水道施設等の所管施設に関する被害状況調査及び応急対策 など	<table><tr><th>部</th><th>主 な 分 掌 事 務</th></tr><tr><td><u>企画県民部</u></td><td>報道機関との連絡調整、広聴、災害ボランティア、国会・政府に対する陳情要望事項、被災地における物価の安定、県内外自治体からの人的支援、国会中央諸官庁その他関係方面との連絡、職員及び家族の被災状況の把握と安否情報の提供、本庁舎の整備、県税の各種減免措置の指導、災害に関する予算措置、被災市町の行財政運営の調査助言 など</td></tr><tr><td><u>健康福祉部</u></td><td>医療・助産の確保、災害医療用医薬品・衛生材料の調達及びあっせん、遺体処置・埋葬、被災高齢者・障害者の応急支援対策、医療施設・毒劇物等関連施設・社会福祉施設等の被害状況調査及び応急対策、保健師・栄養士等保健関係者の応援、赤十字標章の交付等 など</td></tr><tr><td>産業労働部</td><td>外国人県民等への対応、生活必需物資の流通確保、海外からの救援、商工業関係の被害状況調査、災害特別融資 など</td></tr><tr><td><u>農政環境部</u></td><td>応急救助用食料の確保・供給、生鮮食料品の流通応急対策、災害対策用木材等の調達及びあっせん、農地・農業用施設、漁港及び海岸等の被害状況調査及び応急対策、災害廃棄物及び災害時における廃棄物 など</td></tr><tr><td><u>県土整備部</u></td><td>陸上輸送手段のあっせん、緊急輸送路の確保、建設資機材等のあっせん、応急仮設住宅の供給支援、空港・港湾・県営住宅等の被害状況調査及び応急対策 など</td></tr><tr><td>出 納 部 (出納局)</td><td>災害対策用諸物資等の調達・契約及び検収、災害関係費支出の審査及び支払い など</td></tr><tr><td>公営企業部 (企 業 庁)</td><td>飲料水の供給、医療用水の確保、水道施設等の所管施設に関する被害状況調査及び応急対策 など</td></tr><tr><td>病院事業部 (病 院 局)</td><td>県立病院等の被害状況調査及び応急対策、県立病院等における医療・助産の確保 など</td></tr><tr><td>教 育 部 (教育委員会)</td><td>所管教育施設の被害状況調査及び応急対策、被害児童生徒・被害教職員の応急対策、文化財の保護 など</td></tr><tr><td>警 察 部 (警 察 本 部)</td><td>救出救助及び避難誘導、交通応急対策、緊急通行車両の確認及び標章の発行、警察職員に対する特殊標章の交付等 など</td></tr><tr><td>事 務 局 (<u>防災企画局</u>) (<u>災害対策局</u>) (<u>広域企画室</u>)</td><td>物資及び資材の備蓄・整備等、対策本部の設置・運営等、関係機関からの支援要請のとりまとめ、自衛隊の派遣要請、警報の通知、被災情報のとりまとめ・分析・整理、物資・資機材の調達についての連絡調整、避難施設の指定、避難所の設置・運営に関するとりまとめ、避難の指示及び緊急通報の発令、安否情報の収集・提供に関するとりまとめ、放射性物質等による汚染の拡大の防止のとりまとめ、特殊標章の交付等 など</td></tr></table>	部	主 な 分 掌 事 務	<u>企画県民部</u>	報道機関との連絡調整、広聴、災害ボランティア、国会・政府に対する陳情要望事項、被災地における物価の安定、県内外自治体からの人的支援、国会中央諸官庁その他関係方面との連絡、職員及び家族の被災状況の把握と安否情報の提供、本庁舎の整備、県税の各種減免措置の指導、災害に関する予算措置、被災市町の行財政運営の調査助言 など	<u>健康福祉部</u>	医療・助産の確保、災害医療用医薬品・衛生材料の調達及びあっせん、遺体処置・埋葬、被災高齢者・障害者の応急支援対策、医療施設・毒劇物等関連施設・社会福祉施設等の被害状況調査及び応急対策、保健師・栄養士等保健関係者の応援、赤十字標章の交付等 など	産業労働部	外国人県民等への対応、生活必需物資の流通確保、海外からの救援、商工業関係の被害状況調査、災害特別融資 など	<u>農政環境部</u>	応急救助用食料の確保・供給、生鮮食料品の流通応急対策、災害対策用木材等の調達及びあっせん、農地・農業用施設、漁港及び海岸等の被害状況調査及び応急対策、災害廃棄物及び災害時における廃棄物 など	<u>県土整備部</u>	陸上輸送手段のあっせん、緊急輸送路の確保、建設資機材等のあっせん、応急仮設住宅の供給支援、空港・港湾・県営住宅等の被害状況調査及び応急対策 など	出 納 部 (出納局)	災害対策用諸物資等の調達・契約及び検収、災害関係費支出の審査及び支払い など	公営企業部 (企 業 庁)	飲料水の供給、医療用水の確保、水道施設等の所管施設に関する被害状況調査及び応急対策 など	病院事業部 (病 院 局)	県立病院等の被害状況調査及び応急対策、県立病院等における医療・助産の確保 など	教 育 部 (教育委員会)	所管教育施設の被害状況調査及び応急対策、被害児童生徒・被害教職員の応急対策、文化財の保護 など	警 察 部 (警 察 本 部)	救出救助及び避難誘導、交通応急対策、緊急通行車両の確認及び標章の発行、警察職員に対する特殊標章の交付等 など	事 務 局 (<u>防災企画局</u>) (<u>災害対策局</u>) (<u>広域企画室</u>)	物資及び資材の備蓄・整備等、対策本部の設置・運営等、関係機関からの支援要請のとりまとめ、自衛隊の派遣要請、警報の通知、被災情報のとりまとめ・分析・整理、物資・資機材の調達についての連絡調整、避難施設の指定、避難所の設置・運営に関するとりまとめ、避難の指示及び緊急通報の発令、安否情報の収集・提供に関するとりまとめ、放射性物質等による汚染の拡大の防止のとりまとめ、特殊標章の交付等 など
	部	主 な 分 掌 事 務																																																				
	<u>総 務 部</u>	報道機関との連絡調整、広聴、県内外自治体からの人的支援、国会中央諸官庁その他関係方面との連絡、職員及び家族の被災状況の把握と安否情報の提供、本庁舎の整備 など																																																				
	<u>企 画 部</u>	国会・政府に対する陳情要望事項 など																																																				
	<u>財 務 部</u>	県税の各種減免措置の指導、災害に関する予算措置、被災市町の行財政運営の調査助言 など																																																				
	<u>県民生活部</u>	災害ボランティア、被災地における物価の安定 など																																																				
	<u>福 祉 部</u>	被災高齢者・障害者の応急支援対策、社会福祉施設等の被害状況調査及び応急対策 など																																																				
	<u>保健医療部</u>	医療・助産の確保、災害医療用医薬品・衛生材料の調達及びあっせん、遺体処置・埋葬、医療施設・毒劇物等関連施設等の被害状況調査及び応急対策、保健師・栄養士等保健関係者の応援、赤十字標章の交付等 など																																																				
	産業労働部	外国人県民等への対応、生活必需物資の流通確保、海外からの救援、商工業関係の被害状況調査、災害特別融資 など																																																				
	<u>農林水産部</u>	応急救助用食料の確保・供給、生鮮食料品の流通応急対策、災害対策用木材等の調達及びあっせん、農地・農業用施設、漁港及び海岸等の被害状況調査及び応急対策 など																																																				
	<u>環 境 部</u>	災害廃棄物及び災害時における廃棄物 など																																																				
	<u>土 木 部</u>	陸上輸送手段のあっせん、緊急輸送路の確保、建設資機材等のあっせん、空港・港湾等の被害状況調査及び応急対策 など																																																				
	<u>まちづくり部</u>	応急仮設住宅の供給支援、県営住宅等の被害状況調査及び応急対策 など																																																				
	出 納 部 (出納局)	災害対策用諸物資等の調達・契約及び検収、災害関係費支出の審査及び支払い など																																																				
公営企業部 (企 業 庁)	飲料水の供給、医療用水の確保、水道施設等の所管施設に関する被害状況調査及び応急対策 など																																																					
部	主 な 分 掌 事 務																																																					
<u>企画県民部</u>	報道機関との連絡調整、広聴、災害ボランティア、国会・政府に対する陳情要望事項、被災地における物価の安定、県内外自治体からの人的支援、国会中央諸官庁その他関係方面との連絡、職員及び家族の被災状況の把握と安否情報の提供、本庁舎の整備、県税の各種減免措置の指導、災害に関する予算措置、被災市町の行財政運営の調査助言 など																																																					
<u>健康福祉部</u>	医療・助産の確保、災害医療用医薬品・衛生材料の調達及びあっせん、遺体処置・埋葬、被災高齢者・障害者の応急支援対策、医療施設・毒劇物等関連施設・社会福祉施設等の被害状況調査及び応急対策、保健師・栄養士等保健関係者の応援、赤十字標章の交付等 など																																																					
産業労働部	外国人県民等への対応、生活必需物資の流通確保、海外からの救援、商工業関係の被害状況調査、災害特別融資 など																																																					
<u>農政環境部</u>	応急救助用食料の確保・供給、生鮮食料品の流通応急対策、災害対策用木材等の調達及びあっせん、農地・農業用施設、漁港及び海岸等の被害状況調査及び応急対策、災害廃棄物及び災害時における廃棄物 など																																																					
<u>県土整備部</u>	陸上輸送手段のあっせん、緊急輸送路の確保、建設資機材等のあっせん、応急仮設住宅の供給支援、空港・港湾・県営住宅等の被害状況調査及び応急対策 など																																																					
出 納 部 (出納局)	災害対策用諸物資等の調達・契約及び検収、災害関係費支出の審査及び支払い など																																																					
公営企業部 (企 業 庁)	飲料水の供給、医療用水の確保、水道施設等の所管施設に関する被害状況調査及び応急対策 など																																																					
病院事業部 (病 院 局)	県立病院等の被害状況調査及び応急対策、県立病院等における医療・助産の確保 など																																																					
教 育 部 (教育委員会)	所管教育施設の被害状況調査及び応急対策、被害児童生徒・被害教職員の応急対策、文化財の保護 など																																																					
警 察 部 (警 察 本 部)	救出救助及び避難誘導、交通応急対策、緊急通行車両の確認及び標章の発行、警察職員に対する特殊標章の交付等 など																																																					
事 務 局 (<u>防災企画局</u>) (<u>災害対策局</u>) (<u>広域企画室</u>)	物資及び資材の備蓄・整備等、対策本部の設置・運営等、関係機関からの支援要請のとりまとめ、自衛隊の派遣要請、警報の通知、被災情報のとりまとめ・分析・整理、物資・資機材の調達についての連絡調整、避難施設の指定、避難所の設置・運営に関するとりまとめ、避難の指示及び緊急通報の発令、安否情報の収集・提供に関するとりまとめ、放射性物質等による汚染の拡大の防止のとりまとめ、特殊標章の交付等 など																																																					
	※ 組織・運営については、国民保護法、兵庫県国民保護対策本部及び兵庫県緊急対処事態対策本部条例及び兵庫県国民保護対策本部設置要綱で定めるところによる。	※ 組織・運営については、国民保護法、兵庫県国民保護対策本部及び兵庫県緊急対処事態対策本部条例及び兵庫県国民保護対策本部設置要綱で定めるところによる。																																																				
	※ 各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行うものとする。	※ 各部局は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行うものとする。																																																				

番号

28

新

③ 事務局の組織及び役割

統括（危機管理部長）

総務局
（対策本部の組織管理・運営）
総務局長（危機管理部次長）
総務班
・本部事務局の庶務
・国会、政府関係者等の視察に係る連絡調整 等
広報班
・記者会見の実施
・報道機関への対応 等
県民窓口班
・県民からの問い合わせへの対応
・安否情報の収集及び提供
・デマ情報対応
応援・受援調整班
・受援・応援のとりまとめ
・人的な受援・応援の調整

対策局
（応急対策の実施）
対策局長（危機管理部次長）
総括班
・対策本部の対策方針の決定
・対策方針に基づく総合的な調整 等（統括チーム）
・対応状況のとりまとめ
・国民保護措置に係る需要分析及び供給計画
・配備体制その他本部命令の下達
・住民等への情報伝達
・国民保護法の運用統括
・自衛隊の派遣要請の判断
・避難の指示の作成 等（緊急対策チーム）
・安否不明者の氏名等の公表
・特殊標章等の交付 等
情報分析・資料班
・情報整理（情報トリアージ） 等（情報収集・本部運営チーム）
・武力攻撃災害等の情報収集・伝達
・市町、関係機関等からの情報収集
・法定通知の受領及び市町への通知
・本部会議の運営
・フェニックス防災システムの運用管理 等（資料チーム）
・本部会議資料のとりまとめ
・本部発表資料の作成 等

広域支援局
（広域的な調整）
広域支援局長（危機管理部次長）
広域調整班
・関西広域連合との各種調整
・府県間等との広域応援協定の運用
救援調整班
（応急活動チーム）
・国、他府県、市町、関係機関等との連絡調整
・交通規制、輸送ルートの調整
（航空運用調整チーム）
・ヘリコプター運航の連絡調整
（危険物・保安チーム）
・危険物施設、石油コンビナート施設等の保全及び応急対策のとりまとめ
・高圧ガス、火薬類、プロパン施設等の保全及び応急対策のとりまとめ
・生活関連等施設の施設管理者との連絡調整
被災者対策班
（避難チーム）
・避難指示等に係る連絡調整
・要避難住民数及び避難施設の把握
・避難の指示の市町等への通知
・避難状況の把握 等（物資・輸送チーム）
・物資・資機材の調達、受入れに係る連絡調整
・広域防災拠点の開設、運用に係る連絡調整
・緊急物資の輸送手段の確保
・避難住民の輸送手段の確保

旧

③ 事務局の組織及び役割

総括（防災監）

戦略会議
・本部事務局の運営体制、本部業務の進行管理
（防災監、防災企画局長、災害対策局長、広域防災参事、本部事務局各班長、災害対策課防災・危機管理主幹）

総務局
（対策本部の組織管理・運営）
総務局長（防災企画局長）
総務班
・本部事務局の庶務 等
・国会、政府関係者等の視察に係る連絡調整
本部会議班
・本部会議の進行（招集、会議進行、議事録作成等）
広報班
・記者発表資料の作成
・報道機関への対応 等
県民窓口班
・県民からの問い合わせへの対応
・安否情報の収集及び提供 等

対策局
（応急対策の実施）
対策局長（災害対策局長）
総括班
・国民保護法の運用統括
・応急対策の需要分析及び供給計画
・本部会議の開催方針、各班への指示
・本部長命令・本部会議決定事項等の下達
・避難の指示の作成
資料作成班
・武力攻撃事態等の情報、対応状況等のとりまとめ
・本部会議資料のとりまとめ
・本部発表資料のとりまとめ
情報収集班
・法定通知の受領及び市町への通知
・武力攻撃事態等の情報の収集・伝達
・市町、関係機関等からの支援要請の情報収集
・フェニックス防災システムの運用管理
・災害対応支援システムの運用管理
・衛星可般局の運用管理
・各種通信手段の確保 等
調整支援班
・国、他府県、市町、国民保護関係機関等との連絡調整
・ヘリコプター運航の連絡調整
・生活関連等施設の施設管理者との連絡調整
・救護班、DMAT の派遣調整、患者搬送に係る連絡調整

広域支援局
（広域的な調整）
広域支援局長（広域防災参事）
広域調整班
・関西広域連合との各種調整
・府県間等との広域応援協定の運用
応急対策班
・特殊標章等の発行
・危険物施設、石油コンビナート施設等の保全及び応急対策のとりまとめ
・高圧ガス、火薬類、プロパン施設等の保全及び応急対策のとりまとめ
被災者対策班
・避難指示等に係る連絡調整
・要避難住民数及び避難施設の把握
・避難の指示の市町等への通知
・避難状況の把握
・物資基地の開設、運用に係る連絡調整
・物資・資機材の調達、受入れに係る連絡調整
・輸送ルート・手段の確保に係る連絡・避難の指示等に係る連絡調整

番号	新	旧																																																															
29	【県による警報の伝達】 <table><tr><th>通知先</th><th>伝達系統</th></tr><tr><td>学 校</td><td>県教育委員会 → 県立学校 ↓ 県教育事務所 → 市町教育委員会 → 公立学校 <u>教 育 課</u> → 私立学校 ↓ 県立大学</td></tr><tr><td>病 院</td><td>医 務 課 → 健康福祉事務所（保健所） → 各病院 ↓ 保健所設置市 → 各病院 病 院 局 → 県立病院</td></tr></table>	通知先	伝達系統	学 校	県教育委員会 → 県立学校 ↓ 県教育事務所 → 市町教育委員会 → 公立学校 <u>教 育 課</u> → 私立学校 ↓ 県立大学	病 院	医 務 課 → 健康福祉事務所（保健所） → 各病院 ↓ 保健所設置市 → 各病院 病 院 局 → 県立病院	【県による警報の伝達】 <table><tr><th>通知先</th><th>伝達系統</th></tr><tr><td>学 校</td><td>県教育委員会 → 県立学校 ↓ 県教育事務所 → 市町教育委員会 → 公立学校 <u>私学教育課</u> → 私立学校 <u>大 学 課</u> → 県立大学</td></tr><tr><td>病 院</td><td>医 務 課 → 健康福祉事務所（保健所） → 各病院 ↓ 保健所設置市 → 各病院 病 院 局 → 県立病院</td></tr></table>	通知先	伝達系統	学 校	県教育委員会 → 県立学校 ↓ 県教育事務所 → 市町教育委員会 → 公立学校 <u>私学教育課</u> → 私立学校 <u>大 学 課</u> → 県立大学	病 院	医 務 課 → 健康福祉事務所（保健所） → 各病院 ↓ 保健所設置市 → 各病院 病 院 局 → 県立病院																																																			
通知先	伝達系統																																																																
学 校	県教育委員会 → 県立学校 ↓ 県教育事務所 → 市町教育委員会 → 公立学校 <u>教 育 課</u> → 私立学校 ↓ 県立大学																																																																
病 院	医 務 課 → 健康福祉事務所（保健所） → 各病院 ↓ 保健所設置市 → 各病院 病 院 局 → 県立病院																																																																
通知先	伝達系統																																																																
学 校	県教育委員会 → 県立学校 ↓ 県教育事務所 → 市町教育委員会 → 公立学校 <u>私学教育課</u> → 私立学校 <u>大 学 課</u> → 県立大学																																																																
病 院	医 務 課 → 健康福祉事務所（保健所） → 各病院 ↓ 保健所設置市 → 各病院 病 院 局 → 県立病院																																																																
30	【県対策本部における調査事項及び調査（報告）系統】 <table><tr><th>部</th><th>調査事項</th><th>調 査 （ 報 告 ） 系 統</th></tr><tr><td>事 務 局</td><td>災害即報（被害の全般的な状況）</td><td>事務局 ← 各部・各所属 ↓ 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 市町〔緊急を要する即報〕 ↓ 消防本部</td></tr><tr><td></td><td>各部局が把握した被害</td><td>事務局 ← 各部局総務課等</td></tr><tr><td></td><td>ライフライン被害・復旧</td><td>事務局 ← NTT西日本等〔電気通信事業者〕 ↓ <u>関西電力送配電</u>等〔電気事業者〕 ↓ 大阪ガス等〔都市ガス事業者〕 ↓ 兵庫県LPガス協会〔LPガス事業者〕 ↓ <u>土木部上下水道課</u>〔水道〕 ↓ 産業労働部<u>地域産業立地課</u>〔工業用水道〕</td></tr><tr><td></td><td>人、住家等の被害 火災による被害</td><td>事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td></tr><tr><td></td><td>避難の状況</td><td>事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td></tr><tr><td></td><td>危険物施設等被害</td><td>事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 消防本部（重大事案のみ）</td></tr><tr><td></td><td>高圧ガス・火薬類被害</td><td>事務局 ← 各事業者</td></tr><tr><td>各 部 共 通</td><td>公有財産の被害</td><td>各部総務担当課 ← 各部各課 〔それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産〕</td></tr><tr><td><u>総 務 部</u></td><td>本庁舎、総合・集合庁舎被害</td><td>総務課 ← 管財課 ← 本庁舎 ↓ 総合・集合庁舎</td></tr><tr><td></td><td><u>私立学校及び県立大学等</u>の被害</td><td>総務課 ← 教育課 ← 私立学校 ↓ 県立大学 ↓ 芸術文化観光専門職大学</td></tr></table>	部	調査事項	調 査 （ 報 告 ） 系 統	事 務 局	災害即報（被害の全般的な状況）	事務局 ← 各部・各所属 ↓ 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 市町〔緊急を要する即報〕 ↓ 消防本部		各部局が把握した被害	事務局 ← 各部局総務課等		ライフライン被害・復旧	事務局 ← NTT西日本等〔電気通信事業者〕 ↓ <u>関西電力送配電</u> 等〔電気事業者〕 ↓ 大阪ガス等〔都市ガス事業者〕 ↓ 兵庫県LPガス協会〔LPガス事業者〕 ↓ <u>土木部上下水道課</u> 〔水道〕 ↓ 産業労働部 <u>地域産業立地課</u> 〔工業用水道〕		人、住家等の被害 火災による被害	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		避難の状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		危険物施設等被害	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 消防本部（重大事案のみ）		高圧ガス・火薬類被害	事務局 ← 各事業者	各 部 共 通	公有財産の被害	各部総務担当課 ← 各部各課 〔それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産〕	<u>総 務 部</u>	本庁舎、総合・集合庁舎被害	総務課 ← 管財課 ← 本庁舎 ↓ 総合・集合庁舎		<u>私立学校及び県立大学等</u> の被害	総務課 ← 教育課 ← 私立学校 ↓ 県立大学 ↓ 芸術文化観光専門職大学	【県対策本部における調査事項及び調査（報告）系統】 <table><tr><th>部</th><th>調査事項</th><th>調 査 （ 報 告 ） 系 統</th></tr><tr><td>事 務 局</td><td>災害即報（被害の全般的な状況）</td><td>事務局 ← 各部・各所属 ↓ 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 市町〔緊急を要する即報〕 ↓ 消防本部</td></tr><tr><td></td><td>各部局が把握した被害</td><td>事務局 ← 各部局総務課等</td></tr><tr><td></td><td>ライフライン被害・復旧</td><td>事務局 ← NTT西日本等〔電気通信事業者〕 ↓ <u>関西電力</u>等〔電気事業者〕 ↓ 大阪ガス等〔都市ガス事業者〕 ↓ 兵庫県LPガス協会〔LPガス事業者〕 ↓ <u>健康福祉部生活衛生課</u>〔水道〕 ↓ 産業労働部<u>工業振興課</u>〔工業用水道〕</td></tr><tr><td></td><td>人、住家等の被害 火災による被害</td><td>事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td></tr><tr><td></td><td>避難の状況</td><td>事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td></tr><tr><td></td><td>危険物施設等被害</td><td>事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 消防本部（重大事案のみ）</td></tr><tr><td></td><td>高圧ガス・火薬類被害</td><td>事務局 ← 各事業者</td></tr><tr><td>各 部 共 通</td><td>公有財産の被害</td><td>各部総務担当課 ← 各部各課室 〔それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産〕</td></tr><tr><td><u>企画県民部</u></td><td>ボランティア活動状況</td><td>総務課 ← <u>県民生活課</u> ↑ ひょうごボランティアプラザ（県社会福祉協議会） ↑ 市町社協ボランティアセンター</td></tr></table>	部	調査事項	調 査 （ 報 告 ） 系 統	事 務 局	災害即報（被害の全般的な状況）	事務局 ← 各部・各所属 ↓ 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 市町〔緊急を要する即報〕 ↓ 消防本部		各部局が把握した被害	事務局 ← 各部局総務課等		ライフライン被害・復旧	事務局 ← NTT西日本等〔電気通信事業者〕 ↓ <u>関西電力</u> 等〔電気事業者〕 ↓ 大阪ガス等〔都市ガス事業者〕 ↓ 兵庫県LPガス協会〔LPガス事業者〕 ↓ <u>健康福祉部生活衛生課</u> 〔水道〕 ↓ 産業労働部 <u>工業振興課</u> 〔工業用水道〕		人、住家等の被害 火災による被害	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		避難の状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町		危険物施設等被害	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 消防本部（重大事案のみ）		高圧ガス・火薬類被害	事務局 ← 各事業者	各 部 共 通	公有財産の被害	各部総務担当課 ← 各部各課室 〔それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産〕	<u>企画県民部</u>	ボランティア活動状況	総務課 ← <u>県民生活課</u> ↑ ひょうごボランティアプラザ（県社会福祉協議会） ↑ 市町社協ボランティアセンター
部	調査事項	調 査 （ 報 告 ） 系 統																																																															
事 務 局	災害即報（被害の全般的な状況）	事務局 ← 各部・各所属 ↓ 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 市町〔緊急を要する即報〕 ↓ 消防本部																																																															
	各部局が把握した被害	事務局 ← 各部局総務課等																																																															
	ライフライン被害・復旧	事務局 ← NTT西日本等〔電気通信事業者〕 ↓ <u>関西電力送配電</u> 等〔電気事業者〕 ↓ 大阪ガス等〔都市ガス事業者〕 ↓ 兵庫県LPガス協会〔LPガス事業者〕 ↓ <u>土木部上下水道課</u> 〔水道〕 ↓ 産業労働部 <u>地域産業立地課</u> 〔工業用水道〕																																																															
	人、住家等の被害 火災による被害	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																															
	避難の状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																															
	危険物施設等被害	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 消防本部（重大事案のみ）																																																															
	高圧ガス・火薬類被害	事務局 ← 各事業者																																																															
各 部 共 通	公有財産の被害	各部総務担当課 ← 各部各課 〔それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産〕																																																															
<u>総 務 部</u>	本庁舎、総合・集合庁舎被害	総務課 ← 管財課 ← 本庁舎 ↓ 総合・集合庁舎																																																															
	<u>私立学校及び県立大学等</u> の被害	総務課 ← 教育課 ← 私立学校 ↓ 県立大学 ↓ 芸術文化観光専門職大学																																																															
部	調査事項	調 査 （ 報 告 ） 系 統																																																															
事 務 局	災害即報（被害の全般的な状況）	事務局 ← 各部・各所属 ↓ 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 市町〔緊急を要する即報〕 ↓ 消防本部																																																															
	各部局が把握した被害	事務局 ← 各部局総務課等																																																															
	ライフライン被害・復旧	事務局 ← NTT西日本等〔電気通信事業者〕 ↓ <u>関西電力</u> 等〔電気事業者〕 ↓ 大阪ガス等〔都市ガス事業者〕 ↓ 兵庫県LPガス協会〔LPガス事業者〕 ↓ <u>健康福祉部生活衛生課</u> 〔水道〕 ↓ 産業労働部 <u>工業振興課</u> 〔工業用水道〕																																																															
	人、住家等の被害 火災による被害	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																															
	避難の状況	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																															
	危険物施設等被害	事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 ↓ 消防本部（重大事案のみ）																																																															
	高圧ガス・火薬類被害	事務局 ← 各事業者																																																															
各 部 共 通	公有財産の被害	各部総務担当課 ← 各部各課室 〔それぞれの部の調査(報告)系統図に記載されていない公有財産〕																																																															
<u>企画県民部</u>	ボランティア活動状況	総務課 ← <u>県民生活課</u> ↑ ひょうごボランティアプラザ（県社会福祉協議会） ↑ 市町社協ボランティアセンター																																																															

番号	新			旧		
	<u>県民生活部</u>	ボランティア活動 状況	総務課← <u>県民躍動課</u> ↑ ひょうごボランティアプラザ（県社会福祉協議会） ↑ 市町社協ボランティアセンター	<u>企画県民部</u>	本庁舎、総合・集合庁 舎被害	総務課←管財課← ↑ 本庁舎 総合・集合庁舎
		<u>社会福祉施設等の被害</u>	<u>総務課（人権推進班）</u> ← <u>市町</u>	<u>県立大学及び私立学校</u> の被害	総務課← <u>私学教育課</u> ← 私立学校 ↑ <u>大学課</u> ← 県立大学	
	<u>福 祉 部</u>	社会福祉施設等の被害	<u>総務課</u> ↑ <u>地域福祉課</u> ← 高 齢 政 策 課 ← 障 害 福 祉 課 ← ユニバーサル推進課 ← こども政策課 ← 児童家庭課 ← 健康福祉事務所(保健所) ↑ 市町 ↑ 県立施設 ↑ 神戸市	<u>健康福祉部</u>	社会福祉施設等の被害	<u>社会福祉課</u> ↑ <u>人権推進課</u> ← 高 齢 政 策 課 ← 障 害 福 祉 課 ← ユニバーサル推進課 ← こども政策課 ← 児 童 課 ← 健康福祉事務所(保健所) ↑ 市町 ↑ 県立施設 ↑ 神戸市
	<u>保健医療部</u>	火葬施設の被害	<u>総務課</u> ← 生活衛生課 ↑ 健康福祉事務所（保健所） ← 市町、事務組合 ↑ 各保健所設置市		火葬施設の被害	<u>社 会</u> ← 生活衛生課 ↑ <u>福祉課</u> ← 健康福祉事務所（保健所） ← 市町、事務組合 ↑ 各保健所設置市
		医療施設・感染指定医療機関の被害	<u>総務課</u> ↑ 医務課 ← ↑ 兵庫県医師会 兵庫県民間病院協会 兵庫県病院協会 国立病院機構 病院局 ← 県立病院 ↑ 地域医療情報センター ↑ 健康福祉事務所（保健所） ← 各医療機関・市保健所		医療施設・感染指定医療機関の被害	<u>社会福祉課</u> ↑ 医務課 ← ↑ 兵庫県医師会 兵庫県民間病院協会 兵庫県病院協会 国立病院機構 病院局 ← 県立病院 ↑ 地域医療情報センター ↑ 健康福祉事務所（保健所） ← 各医療機関・市保健所

番号	新			旧		
	産業労働部	産業・雇用関係被害	総務課 ↑ 地域経済課 ← 各事業所等〔大企業被害〕 各事業者等〔金融機関等被害〕 県民局・県民センター 〔中小企業、商 工会議所、商 工会、中小企 業組合被害〕 各商工会議所・商工会等 〔大型店舗等、 商店街・小売 市場等被害〕 地域産業立地課 ← 各事業者・関係団体等 〔下請企業、地 場産業等被害〕 県民局・県民センター 新産業課 ← 各事業者・関係団体等〔産業団地被害〕 国際課 ← 各事業者・関係団体等〔貿易業被害〕 観光交流課 ← 県民局・県民センター〔観光施設被害〕 各事業者・関係団体等 労政福祉課 ← 公共職業安定所等〔離職等の状況〕	産業労働部	産業・雇用関係被害	産業政策課 ↑ 経営商業課 ← 各事業所等〔大企業被害〕 各事業者等〔金融機関等被害〕 県民局・県民センター 〔中小企業、商 工会議所、商 工会、中小企 業組合被害〕 (産業振興担当) 各商工会議所・商工会等 〔大型店舗等、 商店街・小売 市場等被害〕 県民局・県民センター (商工労政担当) 各事業者・関係団体等 〔下請企業、地 場産業等被害〕 工業振興課 ← 県民局・県民センター (商工労政課) 各事業者・関係団体等 新産業課 ← 各事業者・関係団体等〔産業団地被害〕 国際経済課 ← 各事業者・関係団体等〔貿易業被害〕 観光交流課 ← 県民局・県民センター〔観光施設被害〕 (商工労政課) 各事業者・関係団体等 しごと支援課 ← 公共職業安定所等〔離職等の状況〕
	<u>農林水産部</u>	農林水産業被害	総務課 ← 農林(水産)振興事務所 ← 市町・但馬水産事務所	<u>農政環境部</u>	農林水産業被害	総務課 ← 農林(水産)振興事務所 ← 市町・但馬水産事務所
		農地・農業用施設被害	総務課 ← 農地整備課 ← 土地改良事務所等 ← 市町		農地・農業用施設被害	総務課 ← 農地整備課 ← 土地改良事務所等 ← 市町
		漁港関係施設被害	総務課 ← 水産漁港課 ↑ 農林水産振興事務所・但馬水産事務所〔県管理〕 ↑ 市町〔市町管理〕		漁港関係施設被害	総務課 ← 漁港課 ↑ 農林水産振興事務所・但馬水産事務所〔県管理〕 ↑ 市町〔市町管理〕
		治山施設被害	総務課 ← 治山課 ↑ 農林(水産)振興事務所・六甲治山事務所〔県管理〕 ↑ 市町〔市町管理〕		治山・ <u>林道</u> 施設被害	総務課 ← 治山課 ↑ 農林(水産)振興事務所・六甲治山事務所〔県管理〕 ↑ 市町〔市町管理〕
		<u>林道施設被害</u>	総務課 ← 林務課 ↑ 農林振興事務所〔県管理〕 ↑ 市町〔市町管理〕			
	<u>環 境 部</u>	廃棄物処理施設の被害	総務課 ← 環境整備課 ↑ 県民局・県民センター ← 市町、事務組合		廃棄物処理施設の被害	総務課 ← 環境整備課 ↑ 県民局・県民センター ← 市町、事務組合

番号	新			旧		
	<u>土 木 部</u>	公共土木施設等の被害	<u>技術企画課</u> ← - 河川整備課〔河川〕← - 土木事務所等〔県管理〕 <u>総合治水課〔ダム〕</u>← - 市町〔市町管理〕 - 港湾課〔港湾施設・海岸〕← - 近畿地方整備局〔国管理〕 - 砂防課〔砂防施設等〕← - 関係事務所 - 道路保全課〔道路〕← - 土木事務所等〔県管理〕 - 市町〔市町管理〕 <u>上下水道課〔上下水道施設〕</u>← - 土木事務所等〔県管理〕 - 市町〔市町管理〕	<u>県土整備部</u>	公共土木施設等の被害	<u>総務課</u> ← - 河川整備課〔河川・ダム〕← - 土木事務所等〔県管理〕 - 港湾課〔港湾施設・海岸〕← - 市町〔市町管理〕 - 砂防課〔砂防施設等〕← - 近畿地方整備局〔国管理〕 - 道路保全課〔道路〕← - 関係事務所 - 下水道課〔下水道施設〕← - 土木事務所等〔県管理〕 - 市町〔市町管理〕
		水道施設の被害・復旧 <u>※水質異常や断水等が発生した際</u>	<u>技術企画課</u> ← <u>上下水道課</u> - 健康福祉事務所(保健所) ← 各市町・事務組合 - 神戸市（水道事業者） - 広域水道事業体等 - 企業庁		道路の不通状況	<u>総務課</u> ←道路保全課← - 土木事務所等〔県管理〕 - 市町〔市町管理〕 - 神戸市〔神戸市管理〕 - 近畿地方整備局〔国管理〕 - 阪神高速道路(株)〔阪神高速道路〕 - 西日本高速道路(株)〔高速自動車国道・有料道路〕 - 本州四国連絡高速道路(株)〔本四道路〕 - 兵庫県道路公社 - 神戸市道路公社
		道路の不通状況	<u>技術企画課</u> ←道路保全課← - 土木事務所等〔県管理〕 - 市町〔市町管理〕 - 神戸市〔神戸市管理〕 - 近畿地方整備局〔国管理〕 - 阪神高速道路(株)〔阪神高速道路〕 - 西日本高速道路(株)〔高速自動車国道・有料道路〕 - 本州四国連絡高速道路(株)〔本四道路〕 - 兵庫県道路公社 - 神戸市道路公社		鉄道の不通状況	<u>総務課</u> ←交通政策課← - J R 西日本 - 私鉄等各社
		鉄道の不通状況	<u>技術企画課</u> ←交通政策課← - J R 西日本 - 私鉄等各社		市街地整備事業被害	<u>総務課</u> ←市街地整備課←市町←施行者
		<u>空港の閉鎖（運用）状況</u>	<u>技術企画課</u> ← <u>空港政策課</u> ← <u>関西エアポート(株)</u> <u>関西エアポート神戸(株)</u> <u>但馬空港ターミナル(株)</u>		公営住宅関係被害	<u>総務課</u> ←公営住宅課← - 住宅供給公社〔県営住宅〕 - 市町〔市町営住宅〕
	<u>まちづくり部</u>	市街地整備事業被害	<u>総務課</u> ←都市計画課←市町←施行者		その他建築関係被害	<u>総務課</u> ←建築指導課← - 県民局←市町〔民間宅地〕 - 神戸市・姫路市及び委任市
		公営住宅関係被害	<u>総務課</u> ←公営住宅課← - 住宅供給公社〔県営住宅〕 - 市町〔市町営住宅〕		都市公園被害	<u>総務課</u> ←公園緑地課← - 土木事務所等〔県管理〕 - 市町〔市町管理〕
		その他建築関係被害	<u>総務課</u> ←建築指導課← - 県民局←市町〔民間宅地〕 - 神戸市・姫路市及び委任市		市街地の被害	<u>総務課</u> ←都市計画課←市町
		都市公園被害	<u>総務課</u> ←公園緑地課← - 土木事務所等〔県管理〕 - 市町〔市町管理〕	企 業 庁	企業庁関係施設被害	<u>総務課</u> ← - 水 道 課←<u>猪名川広域水道事務所等</u> - 地 域 整 備 課← - 播磨科学公園都市まちづくり事務所 - 北播磨・臨海建設事務所
	企 業 庁	企業庁関係施設被害	<u>総務課</u> ← - 水 道 課←<u>広域水道事務所等</u> - 地域整備<u>振興</u>課← - 播磨科学公園都市まちづくり事務所 - 北播磨・臨海建設事務所	<u>健康福祉部</u>	水道施設の被害・復旧	<u>(健康福祉部生活衛生課)</u> ← - 健康福祉事務所（保健所）← 各市町・事務組合 - 神戸市（水道事業者） - 広域水道事業体等 - 企業庁

番号	新			旧		
	教育委員会	教育関係の情報 （ 県市町立学校 国・県・市町指定文化財 県市町立教育施設 ）	総務課← 県教育事務所 ←—— 市町教育委員会 ↓ 県立教育機関 ↓ 県立学校	教育委員会	教育関係の情報 （ 県市町立学校 国・県・市町指定文化財 県市町立教育施設 ）	総務課← 県教育事務所 ←—— 市町教育委員会 ↓ 県立教育機関 ↓ 県立学校
	警 察 本 部	武力攻撃災害全般の被害	警備課←—— 警察署←—— 交番・駐在所	警 察 本 部	武力攻撃災害全般の被害	警備課←—— 警察署←—— 交番・駐在所
	※ 武力攻撃災害が突発的に発生した場合、第一報については、速やかに対策本部事務局に報告し、その後、この系統図により報告するものとする。			※ 武力攻撃災害が突発的に発生した場合、第一報については、速やかに対策本部事務局に報告し、その後、この系統図により報告するものとする。		